

笠間市議会予算決算委員会教育福祉分科会記録

令和8年3月4日 午前10時09分開会

出席委員

委員長	鈴木宏治君
副委員長	酒井正輝君
委員	益子康子君
〃	林田美代子君
〃	田村泰之君
〃	石松俊雄君
〃	大貫千尋君

欠席委員

なし

出席説明員

保健福祉部長	堀内信彦君
教育部長	松本浩行君
市立病院事務局長	鈴木昭彦君
こども部長	深澤充君
健康医療政策課長	小松崎守君
健康医療政策課長補佐	青木美穂子君
健康医療政策課G長	木村君枝君
健康医療政策課G長	浦井義朗君
健康医療政策課G長	桑島裕美君
社会福祉課長	金木和子君
笠間支所保険福祉課	伊藤浩君
岩間支所保険福祉課	大峰浩一君
社会福祉課長補佐	高松繁樹君
社会福祉課G長	川野邊祐子君
社会福祉課G長	角田康博君
社会福祉課G長	伊勢山知孝君
高齢福祉課長	鈴木晃君
高齢福祉課長補佐	石川真理子君

高 齢 福 祉 課 G 長	安 齋 由 香 君
高 齢 福 祉 課 G 長	前 野 勉 君
地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 長	久 保 田 真 智 子 君
地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 長 補 佐	増 渕 由 美 子 君
地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 主 査	浅 川 啓 子 君
保 険 年 金 課 長	山 口 浩 之 君
保 険 年 金 課 長 補 佐	中 庭 裕 美 子 君
保 険 年 金 課 G 長	大 貫 徹 君
保 険 年 金 課 G 長	長 谷 川 修 君
保 険 年 金 課 G 長	川 俣 真 一 君
学 務 課 長	仁 平 秀 明 君
指 導 室 長	植 松 雄 一 君
学 区 編 成 室 長	横 手 和 明 君
学 務 課 G 長	塩 幡 英 伸 君
学 務 課 G 長	大 和 田 聡 君
学 務 課 G 長	中 山 孝 司 君
お い し い 給 食 推 進 室 長	若 月 一 君
お い し い 給 食 推 進 室 長 補 佐	川 嶋 進 君
生 涯 学 習 課 長	山 本 哲 也 君
生 涯 学 習 課 長 補 佐	豊 田 修 司 君
生 涯 学 習 課 室 長	柴 田 裕 実 君
生 涯 学 習 課 G 長	谷 中 勝 典 君
生 涯 学 習 課 主 査	竹 江 美 佐 夫 君
生 涯 学 習 課 主 査	山 下 步 君
笠 間 公 民 館 長	横 田 繁 稔 君
友 部 公 民 館 長	西 山 浩 太 君
岩 間 公 民 館 長	小 松 崎 慎 治 君
笠 間 公 民 館 副 館 長	綱 川 典 昭 君
笠 間 公 民 館 主 査	村 田 要 君
笠 間 図 書 館 長	小 谷 佐 智 子 君
友 部 図 書 館 長	加 藤 忠 君
岩 間 図 書 館 長	菅 谷 勉 君
笠 間 図 書 館 副 館 長	矢 作 幸 枝 君
笠 間 図 書 館 主 査	臼 井 里 恵 君
笠 間 図 書 館 主 査	関 真 実 子 君

市立病院経営管理課長	齋藤直樹君
市立病院経営管理課主査	石塚貴則君
こども政策課長	根本由美君
こども政策課長補佐	岡部隆君
こども政策課長補佐	矢野郁子君
こども政策課長補佐	高瀬修一君
こども政策課G長	柴山恵君
こども政策課G長	石塚わかば君
こども福祉課長	宮本隆君
こども福祉課長補佐	後藤尚美君
こども福祉課保育所長	太田周夫君
こども福祉課G長	関根聡美君
こども福祉課G長	金久保純子君
こども福祉課主任保育士	横山暁子君
こども育成支援センター長	重原裕美君
こども育成支援センター長補佐	木村成治君
こども育成支援センター主査	大津智子君

出席議会事務局職員

主	査	上馬健介
係	長	神長利久

議事日程

令和8年3月4日（水曜日）

午前10時09分開会

1 開会

2 案件

(1) 付託案件の審査

- ・ 議案第20号 令和8年度笠間市一般会計予算
- ・ 議案第21号 令和8年度笠間市国民健康保険特別会計予算
- ・ 議案第22号 令和8年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算
- ・ 議案第23号 令和8年度笠間市介護保険特別会計予算
- ・ 議案第24号 令和8年度笠間市介護サービス事業特別会計予算
- ・ 議案第25号 令和8年度笠間市立病院事業会計予算

(2) その他

午前10時09分開会

○鈴木委員長 それでは、教育福祉委員会に引き続き、予算決算委員会教育福祉分科会に移ります。

ただいまの出席委員は7名全員であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから予算決算委員会教育福祉分科会を開会します。

また、議案説明のため出席を求めた者は、資料のとおりであります。また、議会事務局より、神長係長、上馬主査が出席いたしております。

本日の会議の記録は、上馬主査にお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前10時09分休憩

午前10時14分再開

○鈴木委員長 休憩前に引き続き再開します。

それでは初めに、保健福祉部健康医療政策課が所管いたします、議案第20号 令和8年度笠間市一般会計予算の審査を行います。

歳入・歳出予算と続けて説明願います。

健康医療政策課長小松崎 守君。

○小松崎健康医療政策課長 健康医療政策課の小松崎と申します。よろしく願います。

歳入でございます。

29ページを御覧願います。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金2,549万3,000円のうち、健康医療政策課所管分は、右列の感染症予防費等国庫補助金105万円で、がん検診推進事業に係る2分の1の補助金等でございます。

次の行、疾病予防対策事業費等補助金33万円は、予防接種記録のシステム改修に係る3分の2の補助金でございます。

下から2行目、医療施設運営費等補助金（口腔保健推進事業）121万2,000円は、就学前施設及び小学校で実施するフッ化物洗口事業に係る基準額に対する10分の10の補助金でございます。

続きまして、34ページを御覧願います。

ページの中段になります。16款県支出金、2項県補助金、3目衛生費県補助金、1節保健衛生費補助金2,898万7,000円のうち、健康医療政策課所管分の主なものは、献血推進事業費補助金34万5,000円で、献血の普及啓発に係る補助金でございます。

次の行、健康増進事業費補助金278万3,000円は、健康診査や健康教育などに係る3分の

2の補助金等でございます。

次の行、がん予防・検診促進事業費補助金100万円は、検診予約システムの管理や胃内視鏡検査の普及に関する事業の2分の1の補助金でございます。

続きまして、43ページを御覧願います。

ページの中段になります。21款諸収入、4項雑入、5目雑入、2節雑入3億9,919万2,000円のうち、健康医療政策課所管分の主なものは、次の45ページ上から8行目の健康増進事業費負担金（各種健診）1,483万1,000円で、がん検診等の自己負担金でございます。

以上が歳入の主なものでございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

122ページを御覧願います。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、本年度予算額3億4,310万円のうち、健康医療政策課所管分は7,347万円でございます。

主なものにつきましては、123ページを御覧願います。

4段目の12節委託料699万円のうち、2行目の休日診療委託料172万円で、祝日及び年末年始の初期救急診療を笠間市医師会を介して市内の医療機関に委託する経費でございます。

4行目、健康づくり計画策定委託料396万円は、第2次笠間市健康づくり計画の後期計画策定を実施するものでございます。

5行目、医療施設誘致検討業務委託料99万円は、参加誘致に向け、現状などの調査を実施するものでございます。

次に、18節負担金補助及び交付金6,166万9,000円のうち、1行目の休日・夜間診療運営負担金1,971万3,000円は、平日の夜間と日曜の初期救急診療を実施する市立病院への負担金でございます。

2行目、休日・夜間診療運営負担金（オンライン診療）754万円は、休日・平日夜間に小児15歳以下を対象にしたオンラインの医療相談及びオンライン診療を実施するための市立病院への負担金でございます。

続きまして、124ページを御覧ください。

6行目の救急医療二次病院運営事業負担金690万5,000円は、茨城県二次救急医療圏水戸地域における救急医療体制の確保を図るための負担金でございます。

7行目の地域医療センターかさま施設管理負担金1,406万8,000円は、地域医療センターかさまの行政棟分の建物の総合管理費や電気料などを、市立病院に負担割合に応じて支出するものでございます。

続きまして、125ページを御覧ください。

4行目、がん患者サポート補助金120万円は、がん治療による外見の悩みを抱える方に対する医療用ウィッグや福祉用具の購入費などに対して、3万円を限度に補助するものでございます。

6行目の若年がん患者在宅療養支援補助金94万1,000円は、介護保険の対象とならない40歳未満のがん患者に対して、介護サービスなどにかかる費用の一部を助成するものでございます。

2目予防費の本年度予算額2億7,706万3,000円でございます。

主なものにつきましては、126ページを御覧願います。

中段の12節委託料2億6,599万2,000円のうち、2行目、予防接種委託料1億6,496万1,000円で、子宮頸がんなどの定期予防接種やおたふく風邪などの任意予防接種の実施を医療機関に委託するものでございます。

3行目の生活習慣病予防健診委託料565万8,000円は、40歳未満を対象とした健診の業務を委託するものでございます。

4行目、がん検診等委託料8,872万6,000円は、集団検診と個別の医療機関で実施するがん検診の業務を委託するものでございます。

128ページを御覧ください。

4目地域保健対策推進費、本年度予算額189万8,000円でございます。

主なものは、12節委託料76万6,000円で、健康づくり事業委託料として、笠間市ヘルスリーダーの会に食育教室や生活習慣病予防に関する業務を委託するものでございます。

以上が健康医療政策課所管分の主なものでございます。御審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので……。

石松委員。

○石松俊雄委員 123ページの12委託料、健康づくり計画策定委託料396万円の使い道なのですけれども、これは委託料だと思うのですが、後期の策定はいつ頃始まって、どういうメンバーで行われるのかを教えてくださいませんか。

○鈴木委員長 小松崎 守君。

○小松崎健康医療政策課長 健康づくり計画後期の策定業務委託に関しましては、令和7年度と令和8年度において実施しております。

令和7年度において住民のアンケート調査を現在実施しておりまして、来年度に向けて、そちらのアンケートによりまして課題などを整理した上で、具体的な計画、骨子案とかを、計画を策定していく予定となっております。

すみません、申し遅れました。前期の計画の評価を行って、後期の計画を策定する予定でございます。

○鈴木委員長 石松委員。

○石松俊雄委員 アンケートをやっているのは、それは質問したときに答えてもらっているのだから分かっていのですけれども、後期計画を具体的に、いつ頃からどういう体制でやるのかというのを知りたいのです。例えば、策定委員会を選ぶと思うのですけれども、その構成がどうなるのか、一般市民がその中に入るのかとか、その辺を聞きたいのです。

○鈴木委員長 小松崎 守君。

○小松崎健康医療政策課長 策定に当たりまして、策定委員会を、健康づくり推進協議会を開催して進める予定です。

構成員としては15名おまして、医師会と茨城県とか、市民代表、市民団体から推薦を受けた者、それから健康づくり推進員、学識経験者等を踏まえた15名の委員で構成しております、第1回を令和7年度に開催しております、令和8年度も計画の策定に向けて3回開催する予定で進めております。

○鈴木委員長 石松委員。

○石松俊雄委員 ということは、今年度やっているメンバーそのままの体制で移行しちゃうということですか。

○鈴木委員長 小松崎 守君。

○小松崎健康医療政策課長 協議会の委員としまして2年間の任期でやってまして、昨年12月に新たに構成員として任命しておりますので、今年、計画策定はその委員で協議していただくこととなります。

○鈴木委員長 ありがとうございます。

ほかにありませんか。

大貫委員。

○大貫千尋委員 予防関係で40歳以下という限定が何か所かあったのですが、それは国の施策なのですか、その40歳以下と限定する理由。

○鈴木委員長 小松崎 守君。

○小松崎健康医療政策課長 健診のことでよろしかったですか。

健診のほうは、40歳未満を生活習慣病予防健診と言っております、40歳未満の方の生活習慣病予防健診と言っております、40歳から74歳、国保に加入されている方を特定健診ということで定めております。

75歳以上に関しては、後期高齢者の健診となります。

○大貫千尋委員 了解しました。

○鈴木委員長 ほかにございませんか。

林田委員。

○林田美代子委員 123ページ……。

○鈴木委員長 マイク入れてください。

○林田美代子委員 ごめんなさい、ありがとう、すみません。では、もう1回いきます。

123ページ、実は休日・夜間診療運営負担金と書いてありますところが、（オンライン診療）と書いてます。これからきつとこういう方法でいくのだろうと思いますけれども、オンライン診療というのを少し詳しく教えてください。

○鈴木委員長 小松崎 守君。

○小松崎健康医療政策課長 こちらのオンライン診療のほうなのですが、一応来年度、令和8年度、新たに小児15歳未満を対象とした小児に対しまして、オンライン診療を導入していきます。

こちらのオンライン診療に合わせて、事前にチャットにおける医療相談というのを踏まえまして、そこでオンライン診療が必要かどうかを判断した中で、オンライン診療に向けるような仕組みを設けてまいりたいと考えてます。

○鈴木委員長 林田委員。

○林田美代子委員 ありがとうございます。

現在、利用ということが、もうなされておりますか。これからですか。

○鈴木委員長 小松崎 守君。

○小松崎健康医療政策課長 令和8年度に、小児に対しまして新たに実施してまいりたいと考えてます。

○鈴木委員長 小児に関しては、もうやられているのですよね。

○小松崎健康医療政策課長 今、対面でやってるのは、一応3歳以上ということ。

○鈴木委員長 オンラインは、普通の人もやっているのかということですよ。

○小松崎健康医療政策課長 普通の人ですか。

よろしいですか。

現在、対面式で、一般の方、3歳以上の方に対しましては対面で、市立病院のほうで平日夜間と休日診療のほうを実施してます。

○林田美代子委員 分かりました。

○鈴木委員長 オンラインを今やっているかという質問だと思うんだよ。それは対面で、有人でやっているということであれば、オンライン診療は新年度で考えがあるということですか。

○小松崎健康医療政策課長 そのとおりでございます。

オンライン診療を、新たに15歳未満の小児に対して導入するものです。

○林田美代子委員 分かりました。ありがとうございます。

○鈴木委員長 大丈夫ですか。

ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、以上で質疑を終了します。

入替えのため、暫時休憩といたします。

午前10時30分休憩

午前10時31分再開

○鈴木委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど、すみません、暫時休憩中に説明をしてしまったのですが、審査日程表の順序で協議を行います。よろしくお願いいたします。

そして、審査の方法につきましては、歳入・歳出の課ごとの主な内容について説明を受けた後、質疑を行い、最後に自由討論を行いますので、よろしくお願いいたします。

それでは次に、社会福祉課が所管いたします、議案第20号 令和8年度笠間市一般会計予算の審査を行います。

歳入・歳出予算と続けて説明願います。

社会福祉課長金木和子君。

○金木社会福祉課長 社会福祉課金木でございます。よろしくお願いいたします。

議案書26ページを御覧願います。

初めに、歳入でございます。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、1節社会福祉費負担金のうち、2行目、生活困窮者関連国庫負担金1,226万8,000円は、生活保護に至る前のセーフティネット事業として、生活困窮者への相談対応や課題に応じた支援計画を作成し、必要な支援の提供を行う事業に係る国庫負担金でございます。

次に、2節障害福祉費負担金、障害者医療費負担金4,341万3,000円は、障害程度の軽減を目的とした手術等の医療費給付に対する国庫負担金でございます。

続きまして、二つ下の障害者自立支援給付費負担金15億9,996万円は、障害者に対する居宅介護、生活介護などの障害福祉サービスや車椅子などの補装具の給付に対する国庫負担金でございます。

次に、27ページを御覧願います。

4節生活保護費負担金12億1,255万8,000円は、生活扶助、住宅扶助、医療扶助等の生活保護費に係る国庫負担金でございます。

次に、15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金987万3,000円は、生活困窮者関連事業として、ひきこもりサポート事業や家計改善支援事業など、生活困窮者対策に係る国庫補助金でございます。

次に、28ページを御覧願います。

2節障害福祉費補助金、1行目、障害者地域生活支援事業費補助金1,575万9,000円は、地域の特性に応じて実施する移動支援、ストマ用装具などの日常生活用具の給付等に係る国庫補助金でございます。

次に、31ページを御覧願います。

16款県支出金、1項県負担金、2目民生費県負担金、32ページとなります。4節生活保護費負担金のうち、生活保護法73条（住所不定者）分負担金2,450万円は、笠間市に居住地がない、または明らかでない方を保護の対象とした場合の市が支出した生活保護費に対する県の負担金でございます。直近で、37名が対象となっております。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出でございます。

95ページを御覧願います。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、2ページを送っていただきまして、97ページとなります。12節委託料8,779万円は、主に社会福祉協議会などへの業務委託経費となります。上から5番目、自立相談支援事業委託料1,679万2,000円は、生活に困窮する方などからの相談を受け、生活保護に至る前の支援を通じて自立につなげる事業でございます。

また、その下の家計改善支援事業料776万円は、同じく生活困窮者に係る支援として、金銭管理能力に問題のある方や借金などが理由で困窮に至る原因となっている場合の課題解決に向けた事業に係る人件費、事業費等でございます。

次に、その下、ひきこもり支援アウトリーチ委託料137万8,000円は、県立こころの医療センターや筑波大学との連携により、精神科の医師等が対象者宅を訪問し、ひきこもり状態にある方の社会復帰に向けた支援を行うものでございます。

その下、ひきこもり児童支援委託料352万円は、ひきこもり児童に対する新たな取組として、eスポーツ教室を開催するものでございます。

次に、14節工事請負費、空調設備改修工事費1,942万6,000円は、社会福祉協議会の岩間支所などが入っている地域福祉センターいわまの空調故障に伴い、空調設備の改修を行うものでございます。

次に、18節負担金補助及び交付金の2行目、住居確保給付金負担金79万8,000円は、離職や収入の減少により家賃の支払いが困難な状況に陥った方を対象に、世帯員数に応じた家賃相当額を給付する事業でございます。

ページ送っていただきまして、98ページを御覧願います。

続きまして、上から5行目、ボランティアセンター事業補助金725万1,000円は、社会福祉協議会で実施している各種ボランティア人材の育成や団体支援の事業費及び職員の人件費に係る補助金でございます。

その二つ下の社会福祉協議会補助金7,492万9,000円は、社会福祉協議会の法人運営に係る職員14人分の人件費補助でございます。

その三つ下の民生委員児童委員協議会補助金1,455万円は、協議会の活動費や委員150人の費用弁償でございます。

続きまして、100ページを御覧願います。

2目障害者福祉費でございます。1ページを送っていただきまして、101ページとなります。12節委託料、手話奉仕員養成研修事業委託料34万3,000円は、市民を対象として初歩的な手話を習得するための講座を開く事業でございます。

続きまして、1ページ送っていただきまして、102ページとなります。上から二つ目の地域活動支援センター運營業務委託料1,764万8,000円は、精神障害の方などの通いの場において創作活動や社会との交流を図る事業で、近隣自治体と共同運営しているものでございます。

次に、その二つ下の障害者相談支援業務委託料589万2,000円は、精神保健の専門職を配置する市内の相談支援事業所に相談業務を委託し、精神保健に課題を抱える方の相談支援を強化するものでございます。

次に、一番下の緊急時受入委託料60万円は、令和8年度からの新規事業で、在宅の障害者が親の急逝や虐待などで緊急の支援が必要となる場合に備え、市内の入所系施設と事前に契約を交わし、緊急時の一時入所先を確保するものでございます。

次に、103ページを御覧願います。

19節扶助費の4行目、障害者更生医療給付費7,210万6,000円は、障害の軽度化、機能回復を目的とした施設や人工透析などを対象に、医療費を助成するものでございます。

一番下の行、障害者自立支援給付費31億9,992万円は、居宅介護や就労継続支援、共同生活援助、障害児の放課後等デイサービスなどの各種障害福祉サービスに係る給付費で、一月当たり約2,200件の利用を見込んでおります。

次に、107ページを御覧願います。

6目社会福祉施設費は、いこいの家はなさかに係る経費でございます。12節委託料4,985万円は、日本スポーツ振興協会に指定管理を委託するものでございます。はなさかの利用条件につきましては、コロナの影響により令和2年度から令和3年度にかけて利用者数が大幅に落ち込みましたが、令和7年度はコロナ以前の6万人を上回る6万1,000人の利用が見込まれる状況でございます。

次に、7目人権・同和对策費、7節報償費、2行目、弁護士謝礼12万円は、各地区を巡回し、毎月実施している人権相談における費用でございます。

次に、119ページを御覧願います。

3款民生費、3項生活保護費、2ページ送っていただきまして、121ページでございます。2目扶助費、生活保護費16億1,319万7,000円は、生活保護受給世帯に対する生活扶助、住宅扶助、医療扶助等の支給に係る経費でございます。生活保護受給者は健康保険の制度が適用されないため、受給者の医療費はここから支出しており、この予算の半分近くを医療扶助が占めております。また、受給世帯、人数ともに微増傾向にあり、令和8年1月現在の世帯数は737人で前年度末から24世帯増加しており、人数は873人で25人増加している

状況でございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

田村委員。

○田村泰之委員 ページ数忘れちゃったけれども、はなさかの委託料。

○鈴木委員長 107ページですね。

○田村泰之委員 委託料はどこまで委託して、どこまで管理というか、どこまで見るんだか教えてください。

○鈴木委員長 金木和子君。

○金木社会福祉課長 はなさかの施設の管理のほかに、利用者の受付とか、そこにはなさかにおける全てのことを委託して管理しております。

そのほか、大きい工事については指定管理料の中には含まれませんので、それは別途、そういう修繕とかが必要な場合には市が負担することになっております。

○鈴木委員長 田村委員。

○田村泰之委員 はなさかも大きい工事がないと含まれないということですが、大きい工事は含まれない。雨漏りしてて直ったのか、直ってないのか分からないけれども、浴槽の洗い場のところの水栓、直ってないよね。

○鈴木委員長 金木和子君。

○金木社会福祉課長 50万円以下については指定管理料の中で修理とかをしていただくことになっているのですが、今委員がおっしゃった部分が故障というか、改修されていないということでしょうか。

そこについては、はなさかのほうと確認しまして、早急に対応したいと思っております。

○鈴木委員長 田村泰之委員。

○田村泰之委員 もう1年前ぐらいからお話ししているので、細かく言うと、目皿とか細かい部分、お話しはしているのですが、直しますということでお話しは聞いて、直ったのかなという、また連絡があり直ってないと、その繰り返しなので、迅速な対応をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○鈴木委員長 ほかにありませんか。

大貫委員。

○大貫千尋委員 聞き違いかどうか、正確な数字で、一応、生活保護の受給者というのは、笠間市内で831人ということで間違いはないですか。

○鈴木委員長 金木和子君。

○金木社会福祉課長 世帯で申しますと、737世帯でございます。人数で申し上げますと、873人になります。

○鈴木委員長 大貫委員。

○大貫千尋委員 約人口割ですと100人のうち、パーセントでいうと1%超えていますよね。

○鈴木委員長 金木和子君。

○金木社会福祉課長 パーセントで申し上げますと、世帯ですと2.42%になっております。

○鈴木委員長 大貫委員。

○大貫千尋委員 担当所管で、この人たちにかかるお金というのは、後々でいいのだけれども、年間でどのぐらいかかるだろう、市税からの持ち出し。

○鈴木委員長 金木和子君。

○金木社会福祉課長 令和6年度の実績で申し上げますと、約15億3,000万円になります。そのうち、市の持ち出しは4分の1になります。

○鈴木委員長 大貫委員。

○大貫千尋委員 4分の3の割合は、どういう。

○金木社会福祉課長 国からです。

○鈴木委員長 よろしいですか、3回までです。

○大貫千尋委員 これで終わり。

○鈴木委員長 分かりました。

大貫委員。

○大貫千尋委員 私の私的感覚なのですが、いろいろこういうことを言うと法律に抵触するかもしれないのですが、暫時休憩してくれますか。

○鈴木委員長 暫時休憩いたします。

午前10時48分休憩

午前11時00分再開

○鈴木委員長 休憩前に引き続き会議を取り戻します。

益子委員。

○益子康子委員 では一つだけ質問させていただきます。

97ページです。12節委託料のところのひきこもり児童支援委託料、eスポーツ、これ新しい事業と考えていいんですよね。新しい事業ですね。

○鈴木委員長 金木和子君。

○金木社会福祉課長 令和8年度からの新規事業になります。

○益子康子委員 それで一つお聞きしたいのは、ひきこもり児童、つまりこれは不登校児童とどういうふうに分けて考えればよろしいのでしょうか。

○鈴木委員長 金木和子君。

○金木社会福祉課長 ひきこもり児童の場合、不登校で学校に行けないというだけではなくて、家から出ることちょっと難しいようなお子さんというふうに捉えております。

○鈴木委員長 益子康子君。

○益子康子委員 こういう児童に対して、eスポーツ、それはある程度の場所に出てこないといけないと思うのですが、どういう形で、現実的にはどういった方法で来てもらうのか、その辺のところは考えていければお願いいたします。

○鈴木委員長 金木和子君。

○金木社会福祉課長 eスポーツ用の専用のパソコンというのがあるのですが、そちらを児童に貸与しまして、自宅でそこに参加できるような、いきなり大会に参加するのではなくて、プロのそういうゲームをする方に講師をお願いしまして、半年かけてゲームの操作方法とかを身につけていただいて、レベルをアップさせて自信につながったところで、そういう大会とかにも参加していただくというような。

行く行くはそういう、例えば家に出られなくて仕事に就けない、将来的になる方もいらっしゃると思うのですが、家にいても、何か仕事につながるような、そういうプログラミングだったり、ゲームプログラマーという方も今いっぱいいらっしゃるので、そういったこととか、そういうところにつながっていただければいいかなというところで、今回こういう事業をやることになりました。

○益子康子委員 いいですか、もう一つ。

○鈴木委員長 益子康子君。

○益子康子委員 4回になっちゃうのですが。

とてもいい事業だと思っております。確かに、対応の仕方は難しいと思うのですが、そのプロの方はやはりネットを通して教えるという形を取るのか、その辺のところと、もう一つだけ、人数は何人ぐらいを予定しているのか、教えていただきたいと思います。

○鈴木委員長 金木和子君。

○金木社会福祉課長 人数は、5人を予定しております。

教室自体もオンラインで、パソコン上で講師が教えるというような形を取っていきたいと思います。

○鈴木委員長 大貫委員。

○大貫千尋委員 最後なのですが、笠間市は生活保護を受けやすいよ、役所が甘いというイメージづくりは、絶対つukらない。なかなか、笠間市で生活保護を受けるのは大変だよ。じゃないと、近隣からどんどんどんどん集まると大変だ、負担が。4億円のうち1億円になったって、中学校の学校給食、正直言って、全員無料にしたって1億円かからないよ、8,000万円。

お金の使い方がもったいないので、ひとつ往々にして遊んでる人、ずるい人が生活保護

受けている様子が見られますので、御努力をお願いします。

○鈴木委員長 ほかにございませんか。

石松委員。

○石松俊雄委員 98ページの社会福祉協議会補助金7,492万9,000円ですが、予算内示会のときに436万2,000円減らしますということの説明があった記憶があるのですけれども、これは、この金額が前年度よりも436万2,000円減ったという理解でいいのでしょうか。

○鈴木委員長 金木和子君。

○金木社会福祉課長 そのとおりでございます。

○鈴木委員長 石松委員。

○石松俊雄委員 それでは、減らせた中身、これは教えていただけますか。経過と中身について。

○鈴木委員長 金木和子君。

○金木社会福祉課長 社会福祉協議会の中で業務の見直しを行いまして、例えば県から受託できる事業とかを増やして、県から人件費分を今度もらうようにしたりとか、そういった見直しを行いまして、昨年削減につながったものでございます。

○鈴木委員長 石松委員。

○石松俊雄委員 要するに、市が持ち出すのではなくて、県からあるいは国からお金を、市ではなくて、もらって事業を継続しているという理解でいいんですね。人が減ったりとか、事業がなくなったということではないという理解でよろしいでしょうか。

○鈴木委員長 金木和子君。

○金木社会福祉課長 そのとおりでございます。

○鈴木委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

入替えのため、暫時休憩となりますが、11時15分まで休憩となります。お疲れさまでした。

午前11時06分休憩

午前11時15分再開

○鈴木委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、高齢福祉課が所管いたします、議案第20号 令和8年度笠間市一般会計予算の審査を行います。

歳入・歳出予算と続けて説明願います。

高齢福祉課長鈴木 晃君。

○鈴木高齢福祉課長 高齢福祉課鈴木でございます。よろしく願いいたします。

初めに、歳入でございます。

22ページを御覧願います。

13款分担金及び負担金、1項負担金、2目民生費負担金、2節高齢者福祉費負担金、老人施設入所措置費個人負担金809万円は、養護老人ホーム入所者の個人負担金を収入するものでございます。

次に、26ページを御覧願います。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、1節社会福祉費負担金1億2,511万円のうち、低所得者介護保険料軽減負担金3,825万円は、低所得者に対する介護保険料の軽減制度に係る国庫負担金を収入するものでございます。

次に、39ページを御覧願います。

19款繰入金、2項基金繰入金、4目高齢者保健福祉基金繰入金98万6,000円は、高齢者支援情報共有システムを運営する費用として、基金から繰入れを収入するものでございます。

歳入につきましては以上でございます。

続きまして、歳出の主なものにつきまして御説明をいたします。

95ページを御覧願います。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、3ページを送りまして、98ページを御覧願います。27節繰出金18億6,599万6,000円のうち、1ページを送りまして、介護保険特別会計繰出金12億9,408万6,000円は、介護給付費や地域支援事業費の法定負担割合分を介護保険特別会計に繰り出すものでございます。

次に、104ページを御覧願います。

3目高齢者福祉費、7節報償費960万2,000円は、敬老事業において節目年齢到達者に記念品を贈呈するものでございます。

次に、12節委託料2,465万5,000円のうち、1ページ送りまして、在宅福祉サービス事業委託料699万7,000円は、社会福祉協議会への委託事業でございます。協力会員として登録した市民の方が担い手となりまして、高齢者などに対し在宅サービス支援及び通院移送支援等を行うものでございます。

一段下の高齢者福祉計画策定業務委託料212万3,000円は、令和9年度から計画期間とする高齢者福祉計画や介護保険事業計画などを一体的に策定するものでございます。

その二段下の伴走サービス業務委託料66万円は、昨年12月をもって稼働終了とした介護健診ネットワークシステムに代わり、市が独自に構築しました支援を必要とする高齢者の情報を、消防や医療機関と共有するシステムの運用、改修などに係る費用を委託するものでございます。

次に、その一段下のかさま安心サポート事業委託料1,412万4,000円は、身寄りのない高齢者に対する総合相談支援と契約に基づく支援を笠間市社会福祉協議会に委託し、実施す

るものでございます。

次に、13節使用料及び賃借料32万6,000円は、高齢者支援情報共有システムを運用するために必要なライセンス料でございます。

18節負担金補助及び交付金は、合計で2,762万2,000円でございます。主なものといたしまして、中段のシルバー人材センター補助金1,000万円は、60歳以上の高齢者に対し、社会参加や就業の機会を提供する笠間市シルバー人材センターの事業運営に対する補助金でございます。

1 ページ送りまして、外国人介護人材受入支援事業補助金200万円は、介護人材として外国人を受け入れる介護サービス事業所に対し、受入れ費用の助成として1施設につき年間40万円を上限に、1人につき20万円を限度に交付し、介護人材の安定的な確保に図るものでございます。

次に、19節扶助費、老人施設入所措置費4,548万5,000円は、生活環境や経済的理由により居宅での生活が困難な方を養護老人ホームに入所させるための措置費用で、現在8施設に16人の方が入所している状況でございます。

以上で議案第20号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○鈴木委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

大貫委員。

○大貫千尋委員 104ページの報償費が、老人の日に幾らかお金出してあるでしょう。いろいろ意見があるのかもしれないのだけれども、一応うちの行政区では敬老の日の近くの土曜日から日曜日に区の公民館に集まって、子どもたちがお年寄りに対して慰労会をやるわけなのですが、出席者にはお金の負担を役所でしてくれるんだよね。ところが、欠席の人には出さないと言うのだけれども、慣例的に欠席の人にも出しているのよ、区費から。市がお金をくれないから、欠席の人にも差別してはということで区費の中から出して、それで組長が来ない人のうちに配って歩いて。

それで大分異論があるのだけれども、出席しない人にも出してやるというわけにはいかないのですか。

○鈴木委員長 鈴木 晃君。

○鈴木高齢福祉課長 今現在の実施の方法なのですが、まず欠席の方にも区のほうで独自に記念品を配っていただいているということなのですが、地区単位での祝賀会に出席する出席しないは別として、節目年齢の方に対しましては市のほうから記念品を全て送らせていただいているといった上で、地区でさらに祝賀会を実施していただいて、そこに参加していただいた方の参加者としての計算で、地区のほうには交付金をお渡ししているというような考え方になってございます。

いろいろな御意見があるのは、大貫委員おっしゃるように、市のほうでも受け止めてはいるのですが、今のところそういうやり方で実施しているということで御了承いただきたいと思います。

○鈴木委員長 大貫委員。

○大貫千尋委員 だから、山口市長になってからそうなんだと言って、市長人気悪いね、知ってんのかな。庁議か何かのときに、部長言ってやれよ、選挙前だから。では全員出すかということになるかもしれないから。

行政区のほうで、結局いきなりやめちゃうというわけにもいかないんだよね、ずっと毎年毎年やってるから。そうすると、要するに公共用地の買収とか何かで、うちの行政区はよその行政区よりはお金があるからね。ただ、やっぱりぶつぶつ話は出るんだわ。

だから、民生委員の方とか何かの人の意見の中で、結局差別しないで、来たくても来れない人がいるわけよ。要するに、家族と一緒に住んでたりする人は、家族の人が送り迎えしてくれるから来る。ところが、独居の方なんかは、なかなか人に、隣の人に一緒に連れてってと頼むのも嫌だしというような人は、結局人に迷惑をかけながら行くんだったら行かないよと言って、行かない人もいるし。だから、できれば、その人たちがあって現在の市があるわけだから、どうせ大した金額ではないと思うんだよね。だから、もしできることであれば、出してやってほしい。委員長の報告にもそういう話が出ましたということで盛り入れてもらいますので、対応のほどよろしくお願いします。

課長、お答えは結構です。自分で判断できないと思うので。

○鈴木委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、議案第23号 令和8年度笠間市介護保険特別会計予算の審査に入ります。

歳入・歳出予算と続けて御説明をお願いします。

高齢福祉課長鈴木 晃君。

○鈴木高齢福祉課長 予算書1ページを御覧願います。

令和8年度笠間市介護保険特別会計予算は、歳入歳出それぞれ80億9,100万円とするものでございます。

初めに、歳入でございます。

9ページを御覧願います。

1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料18億577万7,000円は、65歳以上の被保険者からの保険料収入を見込んでいるものでございます。

次に、3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金13億2,266万4,000円は、介護給付費負担金の国庫負担金を法定割合によって収入するものでございます。

続いて、3款国庫支出金、2項国庫補助金、1目調整交付金3億759万円は、法定の調

整交付金を収入するものでございます。

次に、10ページを御覧願います。

下段でございます。4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金20億2,292万3,000円は、40歳から64歳の第2号被保険者が納付する介護保険料を支払基金から収入するものでございます。

次に、11ページを御覧願います。

中段でございます。5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金11億1,233万5,000円は、法定の介護給付費負担金を県から収入するものでございます。

歳入につきましては以上でございます。

続きまして、歳出の主なものについて御説明申し上げます。

17ページを御覧願います。

1款総務費、3項介護認定審査会費、1目介護認定審査会費2,622万円は、審査会委員25名の報酬や主治医意見書の作成手数料などでございます。

続いて、18ページを御覧願います。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費21億7,595万9,000円は、要介護認定者に対する訪問サービスや通所サービス、短期入所サービスなどの居宅サービスの給付費でございます。

次に、3目地域密着型介護サービス給付費11億610万円は、認知症グループホーム入所者等に対する給付費でございます。

続いて、19ページを御覧願います。

5目施設介護サービス給付費32億9,084万1,000円は、特別養護老人ホームや老人保健施設などの施設入所者に対する給付費でございます。

次に、9目居宅介護サービス計画給付費3億400万円は、要介護認定者に対してケアプランを作成する費用でございます。

続いて、20ページを御覧願います。

2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス給付費1億1,414万3,000円は、要支援認定者を対象とした居宅での介護予防サービスに対する給付費でございます。

次に、21ページを御覧願います。

下段でございます。4項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス費1億8,108万8,000円は、利用者が支払った介護サービス自己負担額が上限額を超えたときに、その超えた分を給付するものでございます。

次に、22ページを御覧願います。

下段でございます。6項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス費2億2,498万円は、施設入所やショートステイ利用時の低所得者の負担軽減のため、食費、居住費の一部を給付するものでございます。

次に、23ページを御覧願います。

下段でございます。4款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費、1目介護予防・生活支援サービス事業費、12節委託料2,769万1,000円のうち、ふれあいサポート事業委託料149万5,000円は、掃除やごみ出しなどの軽微な家事を支援する訪問事業でございます。

次のいきいき通所事業委託料2,353万円は、閉じこもりの予防や生きがい、楽しみを持っていただくための通所事業でございます。

次に、24ページを御覧願います。

18節負担金補助及び交付金1億5,450万円は、介護サービス事業所が行う専門的な介護予防サービスに対する事業費でございます。

次に、27ページを御覧願います。

4目任意事業費、12節委託料572万2,000円のうち、1ページ送りまして、高齢者見守りあんしんシステム業務委託料558万4,000円は、高齢者世帯等における家庭内での急病や事故等による通報に24時間対応できる緊急通報体制の事業に係る委託料でございます。

19節扶助費、家族介護用品支給費1,900万円は、要介護3以上の市民税非課税者を在宅で介護されている方に対し、おむつなどの介護用品購入費として月額4,000円を限度に支給するものでございます。

以上で議案第23号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○鈴木委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

益子委員。

○益子康子委員 28ページ一番上の2行目、高齢者見守りあんしんシステム業務委託料558万4,000円ですが、実際にどういう事業なのか、具体的に教えてください。

○鈴木委員長 鈴木 晃君。

○鈴木高齢福祉課長 この事業につきましては、独り暮らしとか障害のある方、要介護認定を受けている方などに対しまして、固定型と携帯型の発信機があるのですが、いずれにしましても、自分で急病とかけがで異常があったときに、ボタンを押すことによって委託会社の24時間365日対応しているコールセンターに発報され、その上で安否確認を行う、もしくは安否確認が取れないような状況のときには、そのまま消防署のほうに救急搬送の依頼がかかって、救急の消防隊が駆けつけるようなサービスになっております。

また、もう一つ、今御説明したのは利用者側からの発報なのですが、安否確認も事業者側のほうで行ってまして、最低でも月に1回以上利用者宅に電話をしまして、お変わりないですかというような安否確認を行っているような事業でございます。

○鈴木委員長 益子委員。

○益子康子委員 固定型と、もう一つありますね。それによって金額違うと思うのですが、高齢者1人につき大体幾らぐらいでしょうか。

○鈴木委員長 鈴木 晃君。

○鈴木高齢福祉課長 固定型が月額で1,650円、携帯型が月額で2,530円、これを所得に応じて介護保険料の段階を用いらせてもらってるのですけれども、所得に応じてゼロ円の方から満額負担していただく方に分けて徴収をさせていただいております。

○鈴木委員長 益子委員。

○益子康子委員 では、今年度、人数は何人ぐらいを見込んでいるのでしょうか。

○鈴木委員長 鈴木 晃君。

○鈴木高齢福祉課長 令和8年度の積算でお答えさせていただきますと、固定型が236台、携帯型が30台。

以上でございます。

○鈴木委員長 ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、以上で質疑を終結します。

入替えのため、暫時休憩といたします。

午前11時36分休憩

午前11時38分再開

○鈴木委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、地域包括支援センターが所管いたします、議案第20号 令和8年度笠間市一般会計予算の審査を行います。

歳入・歳出予算と続けて説明をお願いします。

地域包括支援センター長久保田真智子君。

○久保田地域包括支援センター長 地域包括支援センターの久保田です。よろしくお願いたします。

予算は、歳出のみでございます。

99ページから100ページを御覧願います。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、27節繰出金、介護保険特別会計繰出金12億9,408万6,000円のうち、100ページの上段、地域支援事業繰出金（介護予防事業）166万5,000円、その下、地域支援事業繰出金（包括的支援事業・任意事業）1,601万7,000円につきましては、後ほど特別会計において御説明いたします歳出の法定負担割合を介護保険特別会計に繰り出すものでございます。

その下、介護サービス事業特別会計繰出金99万8,000円につきましては、こちらも後ほど介護サービス事業特別会計において御説明をいたしますが、会計年度任用職員の人件費

を支出するものでございます。

以上で議案第20号の地域包括支援センター所管分の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○鈴木委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ほかないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、以上で質疑を終結します。

続きまして、議案第23号 令和8年度笠間市介護保険特別会計の審査に入ります。

歳入・歳出予算と続けて説明をお願いします。

地域包括支援センター長久保田真智子君。

○久保田地域包括支援センター長 それでは、地域包括支援センター所管の主なものにつきまして、事項別明細書により御説明をいたします。

初めに、歳入でございます。

9ページを御覧願います。

各歳入額につきましては、説明欄に包括支援センターと括弧書きで記載されている欄を御覧ください。また、地域包括支援センターが実施する地域支援事業は、介護予防・日常生活支援総合事業と包括的支援事業・任意事業で構成されておまして、事業費の財源は、国庫負担金、支払基金交付金、県支出金、一般会計繰入金をそれぞれの法定負担割合に応じて収入するものでございます。

改めまして、9ページの下段、3款国庫支出金、2項国庫補助金、1目調整交付金53万3,000円、ページをめくっていただきまして、2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）266万4,000円、その下、3目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）3,203万5,000円。

続いて、11ページの上段になります。4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、2目地域支援事業支援交付金359万7,000円。

次に、5款県支出金、2項県補助金、1目地域支援事業交付金166万5,000円、その下、2目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）1,601万7,000円。

次に、12ページに移りまして、7款繰入金、1項一般会計繰入金、2目地域支援事業繰入金166万5,000円、3目地域支援事業繰入金1,601万7,000円。

以上が法定負担割合に当たる収入でございます。

続きまして、歳出でございます。

24ページを御覧願います。

4款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費、2目介護予防ケアマネジメント事業費、12節委託料940万7,000円は、基本チェックリストによる事業対象者や要

支援者が訪問及び通所サービス事業を利用する際に、必要なケアプランの作成を居宅介護支援事業所に委託し、その報酬を支払うものでございます。令和8年度は、全体約4,600件のうち、1,800円を見込んでいます。

次に、同ページ、2項一般介護予防事業費、1目一般介護予防事業費、12節委託料345万3,000円は、スクエアステップやシルバーリハビリ体操教室など、各地域における住民主体の運動教室の活動支援や広く市民を対象として介護予防を目的とした各種運動教室を開催するものでございます。

次に、26ページを御覧願います。

4款地域支援事業費、3項包括的支援事業・任意事業費、3目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費、12節委託料1,250万円は、社会福祉協議会へ委託している事業で、住民の利便性を考慮し、地域の住民から相談を受付、包括支援センターへつなぐための相談窓口として業務を行うものでございます。各生活圈域に配置された相談支援を行う、地域ケアコーディネーターの人件費に係る経費でございます。

続いて、27ページを御覧願います。

4目任意事業費、7節報償費、事業推進報償費141万6,000円でございますが、これは成年後見制度利用促進事業において、生活困窮等により後見人等への支払いが困難な場合、市の基準に基づき、その費用を助成するものでございます。

続いて、28ページを御覧願います。

4項包括的支援事業費、2目生活支援体制整備事業1,885万9,000円は、地域で活動する住民が主体となり生活支援の担い手となる人材の育成や地域で支え合う体制づくりを行うことを目的に、地域別による話合いの場の構築や支援が必要な高齢者のニーズの把握と取組のマッチングなどを行うものでございます。こちらも社会福祉協議会へ委託し実施している事業で、生活支援コーディネーター、地域支え合い推進員と呼ばれるものの人件費及び事務費等を支出するものでございます。

その下、3目認知症総合支援事業費53万5,000円は、認知症の早期発見、早期対応に向けた体制づくりといたしまして、認知症疾患医療センターの相談員による相談会をはじめ、認知症の初期集中支援チームの活動支援を行うほか、認知症カフェの開催や認知症あんしんガイドの作成など、認知症施策への取組に係る経費でございます。

以上、議案第23号の地域包括支援センター所管分の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○鈴木委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、以上で質疑を終結します。

次に、議案第24号 令和8年度笠間市介護サービス事業特別会計予算の審査に入ります。
歳入・歳出予算と続けて説明願います。

地域包括支援センター長久保田真智子君。

○久保田地域包括支援センター長 それでは、議案第24号 令和8年度笠間市介護サービス事業特別会計予算について御説明を申し上げます。

介護サービス事業特別会計の予算は、歳入歳出それぞれ1,900万円とするものでございます。

歳入歳出の主なものにつきまして、事項別明細書により御説明をいたします。

初めに、歳入でございます。

7ページを御覧願います。

1款サービス収入、1項介護予防サービス費収入、1目介護予防サービス計画費収入1,800万円は、要支援者のケアプラン作成に係る報酬を国保連合会より収入するものでございます。令和8年度は、直営と委託による合計の作成件数を、約3,800件を見込んでおります。

歳入については以上でございます。

次に、歳出でございます。

8ページを御覧願います。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費1,023万6,000円は、介護予防ケアプランを作成するケアマネジャー2名分の人件費でございます。

続いて、2款サービス事業費、1項介護予防サービス事業費、1目介護予防サービス計画事業費841万3,000円は、予防ケアプランの作成を居宅介護支援事業所に委託し、作成料を支払うものでございます。令和8年度は、全体で3,800件のうち、1,700件を見込んでおります。

以上で議案第24号の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、以上で質疑を終結します。

暫時休憩をいたします。

午前11時50分休憩

午前11時52分再開

○鈴木委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、保険年金課が所管いたします、議案第20号 令和8年度笠間市一般会計予算の審

査を行います。

歳入・歳出予算と続けて説明願います。

保険年金課長山口浩之君。

○山口保険年金課長 保険年金課山口です。よろしく願います。

議案書26ページを御覧願います。

初めに、歳入でございます。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、1節社会福祉費負担金、1行目にありますけれども、国民健康保険基盤安定事業費負担金（保険者支援分）としまして7,261万1,000円は低所得者数に応じた公費支援分で、4行目にあります、未就学児に係る均等割軽減負担金184万2,000円は子育て世帯の経済的負担の軽減の観点から、未就学児に係る均等割保険税を5割軽減するものでございます。いずれにつきましても、国2分の1の負担金でございます。

次に、31ページを御覧願います。

16款県支出金、1項県負担金、2目民生費県負担金、1節社会福祉費負担金、1行目、国民健康保険基盤安定事業費負担金（保険税軽減分）としまして1億5,736万3,000円は、低所得者の保険税の軽減分としまして、県4分の3の負担金でございます。

2行目の保険者支援分3,630万6,000円は、低所得者数に応じた公費支援分で、県4分の1の負担金です。

3行目、後期高齢者医療保険基盤安定事業費負担金1億9,805万6,000円は、県4分の3の負担金でございます。

次に、32ページを御覧願います。

2項県補助金、2目民生費県補助金、ページを送っていただきまして、33ページ、4節医療福祉費補助金1億9,651万円は、マル福助成事業に対する県2分の1の補助分でございます。

次に、42ページを御覧願います。

21款諸収入、4項、ページを送っていただきまして、43ページ、5目雑入、1節医療福祉費返納金5,020万円は、マル福助成事業における高額医療費分や交通事故などによる第三者行為分の返納金でございます。

45ページを御覧願います。

2節雑入、上から7行目になりますけれども、後期高齢者健康診査委託金2,909万5,000円でございます。

次に、歳出でございます。

95ページを御覧願います。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、ページを98ページまで送っていただきまして、27節繰出金、1行目、国民健康保険特別会計繰出金5億7,091万2,000円は、

繰出基準に基づく一般会計からの国保特別会計への繰出金でございます。内訳としましては、保険基盤安定繰出金（保険税軽減分）として2億1,350万1,000円、保険者支援分としまして1億4,522万1,000円でございます。

次に、106ページを御覧願います。

4目医療福祉費、19節扶助費5億2,585万3,000円は、マル福の県補助事業分及び市単独事業の医療費、医療扶助費でございます。

5目国民年金費2,482万6,000円は、107ページにかけましての法定受託事務及び協力連携事務など、国民年金に係る事務経費でございます。

108ページを御覧願います。

8目後期高齢者医療制度費、ページを送っていただきまして、109ページ一番下の行です。12節委託料、またさらにページを送っていただきまして、110ページ上から4行目、後期高齢者健康診査委託料3,168万6,000円、18節負担金補助及び交付金、療養給付費負担金8億8,056万2,000円は、医療費負担分の療養給付費負担金です。

27節繰出金2億6,407万5,000円は、繰出基準に基づく一般会計から後期高齢者の特別会計への繰出金でございます。

以上で議案第20号の説明を終わります。よろしくお願ひします。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手にてお願ひします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、以上で質疑を終結します。

次に、議案第21号 令和8年度笠間市国民健康保険特別会計予算の審査に入ります。

歳入・歳出を続けて説明願います。

保険年金課長山口浩之君。

○山口保険年金課長 議案書1ページを御覧願います。

第1条におきましては、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ73億9,300万円と定めるものでございます。前年度と比較しまして7,600万円の減額となりますけれども、被保険者数の減が主な要因でございます。

次に、8ページを御覧願います。

初めに、歳入でございます。

1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税13億6,220万4,000円で、前年比6,546万4,000円の減額となりますが、主に被保険者数の減少によるものでございます。

次に、9ページを御覧願います。

4款県支出金、1項県負担金・補助金、1目保険給付費等交付金52億8,805万2,000円で、前年比2,547万4,000円の減額となりますが、こちらにつきましても主に被保険者数の減少

によるものでございます。1節保険給付費等交付金、普通交付金51億6,308万4,000円は医療費等の保険給付費分、2節保険給付費等交付金（特別交付金）1億2,496万8,000円で、保険者努力支援分としまして4,191万9,000円、都道府県繰入金5,500万円でございます。

次に、10ページを御覧願います。

6款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金5億7,091万2,000円で、繰出基準に基づく一般会計からの繰入金でございます。保険基盤安定繰入金、保険税軽減分としまして2億1,350万1,000円、保険者支援分としまして1億4,522万1,000円でございます。

次に、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金1億2,984万7,000円は、国民健康保険事業費納付金を納付するに当たり歳入不足となる見込みのため、基金を取り崩すものでございます。

11ページを御覧願います。

8款諸収入、2項3目雑入、1節納付金480万円は、特定健康診査の個人負担金分でございます。

次に、歳出でございます。

15ページを御覧願います。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費44億4,437万3,000円で、被保険者数の減少に伴い、前年比2,230万円の減額となっております。

次に、2項高額療養諸費、1目一般被保険者高額療養費6億8,037万1,000円は、医療費が高額となり定められた金額を超えた分を、高額療養費として負担するものでございます。

16ページを御覧願います。

4項出産育児諸費、1目出産育児一時金1,500万7,000円は、出生者数を見込んでいるものでございます。

17ページを御覧願います。

3款国民健康保険事業費納付金、1項医療費給付費分、1目一般被保険者医療給付費分11億2,740万9,000円です。

2項後期高齢者支援金分、1目一般被保険者後期高齢者支援金等分5億6,175万円です。

3項1目介護納付金分1億8,542万円。

続いて、令和8年度から新設されます、4項1目子ども・子育て支援金分としまして5,335万4,000円で、こちらは健診納付金全体的に県算出による金額でございます。

18ページを御覧願います。

4款保健事業費、1項1目特定健康診査等事業費5,701万3,000円は、12節委託料4,885万円で、国保の被保険者を対象としました特定健診及び特定保健指導等に要する経費でございます。

19ページを御覧願います。

2項保健事業費、1目保健衛生普及費2,000万7,000円は、18節負担金補助及び交付金

1,705万円で、人間ドック690人分及び脳ドック130人分の生活習慣病予防検診費補助金で
ございます。

2目生活習慣病予防対策事業1,298万2,000円は、12節委託料1,002万5,000円で、生活習
慣病のリスクの高い対象者に発症や重症化を予防するため、医療機関への受診勧奨などに
要する経費でございます。

以上で議案第21号の説明を終わります。よろしくお願ひします。

○鈴木委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願ひいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、以上で質疑を終結します。

暫時休憩します。

午後零時05分休憩

午後零時06分再開

○鈴木委員長 休憩前に引き続き、次に、議案第22号 令和8年度笠間市後期高齢者医療
特別会計予算の審査に入ります。

歳入・歳出予算と続けて説明願ひます。

保険年金課長山口浩之君。

○山口保険年金課長 議案書1ページを御覧願ひます。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ14億3,300万円と定めるものでご
ざいます。前年度と比較しますと2億2,000万円の増額となりますが、被保険者数の増が
主な要因でございます。

6ページを御覧願ひます。

初めに、歳入でございます。

1款1項1目後期高齢医療保険料11億6,691万3,000円で、前年比1億9,736万2,000円の
増額です。主に、被保険者数の増加によるものでございます。そのうち、1節特別徴収保
険料は年金からの天引きによるもの、2節普通徴収保険料は納付書や口座振替により収入
するものでございます。

4款1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金2億6,407万5,000円は、繰出基準に基づく
一般会計からの繰入金で、保険料軽減分に対する基盤安定の繰入金でございます。

次に、歳出でございます。

8ページを御覧願ひます。

1款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金14億3,129万8,000円は、保険料納付金及び
基盤安定事業費負担金としまして、広域連合へ納付するものでございます。

以上で議案第22号の質疑を終わります。よろしくお願ひします。

○鈴木委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願ひいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、以上で質疑を終結します。

暫時休憩いたします。

午後零時08分休憩

午後1時00分再開

○鈴木委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま大貫千尋委員が退席されました。

次に、教育委員会学務課が所管いたします、議案第20号 令和8年度笠間市一般会計予算の審査を行います。

歳入・歳出予算と続けて説明願ひます。

学務課長仁平秀明君。

○仁平学務課長 学務課の仁平です。

初めに、歳入です。

議案書22ページをお開きください。

表の一番下、4目教育費負担金です。節1小学校費、節2中学校費にそれぞれあります、日本スポーツ振興センター保護者負担金は、子どもが学校の管理下でけがなどをしたときに給付される災害保険料で、1人当たり920円の掛金のうち、半額の460円を保護者負担金として納入いただくものです。また、スクールバス保護者負担金については、笠間小学校、笠間中学校のスクールバス利用者で遠距離通学に該当しない児童生徒のうち、利用を希望する者の保護者負担金です。

次に、30ページをお開きください。

表の中段、6目教育費国庫補助金です。1節教育総務費補助金の教育支援体制整備事業費補助金237万8,000円は、導尿や医療など医療的ケアが必要な児童が学校内に適切なケアを受けられるよう、訪問看護師を派遣する業務委託に係る国の補助金です。

次に、35ページをお開きください。

表の一番下、7目教育費県補助金です。1節小学校費補助金、2節中学校費補助金にそれぞれあります、茨城県公立学校情報機器整備事業費補助金は、国のGIGAスクール構想に基づき令和3年度から使用している児童生徒の学習用タブレット端末の更新に係る購入台数の3分の2の県補助金となります。事業内容につきましては、歳出で御説明いたします。

歳入については以上です。

次に、歳出について御説明いたします。

議案書184ページをお開きください。

新規事業を中心に、主なものについて御説明します。

表の一番上、9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費です。1節報酬のうち、下から2番目、パート報酬1億9,269万6,000円は、英語指導助手や特別支援教育支援員、スクールソーシャルワーカー、ICT教育支援員など、95名分の人件費となっております。

次に、186ページをお開きください。

表の中段、12節委託料の上から3番目、スクールバス運行委託料1億1,107万5,000円は、遠距離通学となった笠間小学校と笠間中学校の児童生徒が利用するスクールバスの運行を、バス会社に委託するものです。

次に、その四つ下、中学生台湾派遣事業委託料567万1,000円と、その三つ下の高校生台湾留学事業委託料222万4,000円は、今年度に引き続き、生徒を台湾へ派遣し、国際意識の醸成を図ります。令和8年度は、中学生の参加人数を12名から14名に拡充するほか、高校生3名が現地の学生交流や台湾総督府等の見学など、現地ならではの体験を通じた行程を予定しております。

また、その一つ下の平和大使派遣委託料76万9,000円は、新規で、市内中学生2名を平和大使として2泊3日の日程で広島市へ派遣し、平和記念式典の参列や平和記念資料館等の見学を通じて戦争の実態や命の大切さを学び、平和への理解を深める教育を予定しております。

次に、192ページをお開きください。

節の欄、上から3番目、2項小学校費、2目教育振興費、17節備品購入費1億9,531万円は、歳入で説明しました学習用タブレット端末の購入に係る経費が主なもので、既存端末の老朽化に伴う更新台数は、今年度既に整備が完了した令和8年度の小学6年生を除いた児童分と予備分を合わせ3,089台、また3項中学校費でも1,177台分を予算化し、合計4,266台を予定しております。

次に、その二つ下、19節扶助費1,896万6,000円は、主に要保護・準要保護及び特別支援学級に在籍する児童を対象に医療費や学用品費などを援助するもので、令和8年度は児童380人を見込んでいます。

次に、目が変わりまして、3目学校建設費の12節委託料269万5,000円は、大原小学校の学習環境改善及び省エネ化を図るため、校舎内の教室照明をLED化するための設計業務委託料です。

次に、196ページをお開きください。

表の中段、12節委託料の一番下、地域スポーツクラブ活動体制整備事業委託料1,707万4,000円は、部活動の地域展開を効果的に推進するため、笠間市スポーツコミッションに

指導者の謝金や保険料の支払いを業務委託するものです。

次に、197ページをお開きください。

上の表の上段、19節扶助費4,324万4,000円は、小学校費と同様に、要保護・準要保護及び特別支援学級に在籍する生徒を対象に医療費、学用品費、給食費などを援助するもので、令和8年度は生徒230人を見込んでいます。

次に、目が変わりまして、3目学校建設費の12節委託料869万円は、拠点避難所に指定されている稲田中学校と友部第二中学校の体育館に空調設備を整備するための設計業務委託料です。

次に、その一つ下、14節工事請負費の照明改修工事費8,371万2,000円は、岩間中学校の学習環境改善及び省エネ化を図るため、校舎内の教室照明をLED化する改修費用で、照明金額997台の更新を実施し、年度内の完成を予定しております。

説明は以上となります。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

石松委員。

○石松俊雄委員 186ページの平和大使派遣事業を今回初めてやっていただけるといふ、事業化していただいたことは感謝を申し上げますけれども、委託料ということになっているのですが、どこにどういう委託をされるのかということと、それから広島に平和大使中学生2名派遣されるのですけれども、派遣をして見学をした後、何か事業を考えられているかどうか、その辺について教えていただけますか。

○鈴木委員長 仁平秀明君。

○仁平学務課長 初めの御質問です。まずは、こちらの業務委託なのですけれども、観光業を実施しております業者のほうに委託しまして、主に交通費であるとか、あとは宿泊費などの滞在費、それから現地での移動費等を予定しております。

2名派遣の派遣実施した以降の部分なのですけれども、本事業の狙いについては、派遣するという2名の体験のみではなく、後日学校で行います報告会等を通じて、派遣先での学びや体験をほかの生徒と共有することで、平和への理解を深める教育を推進してまいりたいと考えております。

以上です。

○鈴木委員長 石松委員。

○石松俊雄委員 観光業に委託をするということなのですけれども、観光業はどこなのか。市のやっているところには委託しないのですか。

○鈴木委員長 仁平秀明君。

○仁平学務課長 具体的に、市の観光協会のほうに業務委託をしようかなと今計画してい

るところでございます。

以上です。

○鈴木委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、以上で質疑を終結します。

入替えのため、暫時休憩いたします。

午後 1 時 1 0 分休憩

午後 1 時 1 1 分再開

○鈴木委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、おいしい給食推進室が所管いたします、議案第20号 令和8年度笠間市一般会計予算の審査を行います。

歳入・歳出予算と続けて説明をお願いします。

おいしい給食推進室長若月 一君。

○若月おいしい給食推進室長 おいしい給食推進室若月です。よろしくお願いいたします。

所管分の予算の主なものについて御説明させていただきます。

35ページをお開きください。

歳入の説明となります。

16款県支出金、2項県補助金、7目教育費県補助金、1節小学校費補助金、給食費負担軽減交付金1億8,023万7,000円は、国の施策である令和8年4月からの小学校給食費無償化により、国から都道府県を經由して交付が予定されているものでございます。

続いて、42ページをお開きください。

表の3段目となります。21款諸収入、4項雑入、3目給食事業収入、1節学校給食費1億1,683万5,000円は、友部・笠間・岩間3地区の中学生及び教職員等の学校給食費の総額となります。給食費は、月額中学生4,620円、教職員等4,930円でございます。

歳入については以上でございます。

次に、歳出の主なものについて御説明をさせていただきます。

188ページをお開きください。

9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費は、友部地区の自校調理方式の小学校5校分の給食に要する経費が含まれております。

189ページをお開きください。

10節需用費の欄、下から2番目、賄材料費9,429万1,000円は、友部地区小学校5校分の賄い材料費となります。

次に、12節委託料、190ページをお開きいただき下から8段目となります、調理業務委託料8,560万4,000円は、友部地区小学校5校分の調理業務委託料になります。

193ページをお開きください。

9款教育費、3項中学校費、1目学校管理費は、友部地区の自校調理方式の中学校2校分の給食に要する経費が含まれております。

中ほどの10節需用費の欄、下から2番目の賄材料費4,931万9,000円は、友部地区中学校2校分の賄い材料費となります。

194ページをお開きください。

12節委託料の欄、下から5番目の調理業務委託料3,678万8,000円は、友部地区中学校2校分の調理業務委託料となります。

213ページをお開きください。

9款教育費、6項保健体育費、3目給食センター費は、笠間給食センター及び岩間給食センターの管理運営、調理事業に要する予算となります。

214ページをお開きください。

10節需用費の欄、下から2番目の賄材料費2億1,121万5,000円は、笠間・岩間地区の小中学校児童生徒等分の賄い材料費で、学校給食共同食材推進事業、学校給食負担軽減事業、オーガニック給食推進事業、第三子給食費無償化事業の4事業分が含まれております。

下段の12節委託料、215ページ中ほどの調理業務委託料1億2,276万円は、笠間・岩間両センターの調理業務委託料の経費となります。

二つ下の給食配送業務委託料2,530万円は、笠間・岩間両センターからの給食配送に係る経費となります。

以上で説明を終わります。

○鈴木委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

石松委員。

○石松俊雄委員 42ページでしたか。学校給食事業収入の中の滞納繰越の中身を教えてくださいいただけますか。

○鈴木委員長 若月 一君。

○若月おいしい給食推進室長 収入の滞納繰越分となりますけれども、年度内に収入にならずに翌年に繰り越した分になります。

○鈴木委員長 石松委員。

○石松俊雄委員 金額が大した額ではないという言い方は、適切な言い方ではないかもしれませんが、あまり多い額ではないのですけれども、滞納繰越というのが1年前の分になるのか、それともその前の分になるのかというのと、もう一つ、申し訳ないですけれども、この滞納解消というのはどういう形でやられてるのか。

その2点、教えてください。

○鈴木委員長 若月 一君。

○若月おいしい給食推進室長 1年前のものから、その前の以前の年度の分まで含んでおります。

滞納分の解消につきましては、この滞納繰越分につきましては、現在ですと児童手当からの充当により、滞納は最終的にはなくなるのですが、この残ってしまっている分につきましてはそれ以前のものとなりまして、今後時効の援用通知、時効の通知を発送して、援用の確認が取れば、そこで債権は消滅となります。もし、それがなければ、収税課等とも相談して、笠間市の債権管理条例等に基づいて、債権補強及び不納欠損を行うこととなります。

○鈴木委員長 石松委員。

○石松俊雄委員 ということは、児童手当から充当している分については、もう滞納は一切ないという理解でいいですね。

○鈴木委員長 若月 一君。

○若月おいしい給食推進室長 そのとおりでございます。

○鈴木委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、以上で質疑を終結します。

入替えのため、暫時休憩といたします。

午後1時19分休憩

午後1時20分再開

○鈴木委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、生涯学習課が所管いたします、議案第20号 令和8年度笠間市一般会計予算の審査を行います。

歳入・歳出予算と続けて説明願います。

生涯学習課長山本哲也君。

○山本生涯学習課長 生涯学習課山本です。

初めに、歳入でございます。

議案書30ページを御覧ください。

表の中段、6目教育費国庫補助金でございます。4節社会教育費補助金の国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金1,197万3,000円は、住宅建設や開発行為などに係る埋蔵文化財の発掘調査や笠間城跡の保存整備調査事業に対する国の2分の1の補助金でございます。

同じく、教育支援体制等構築事業費補助金174万6,000円は、寺子屋事業に対する国の3分の2の補助金でございます。

次に、47ページを御覧ください。

雑入につきましては、上から4行目、寺子屋事業に係る参加者からの負担金275万円や全国こども陶芸展陶芸教室参加料77万円のほか、次ページ、48ページになります、駅伝大会参加チーム負担金21万円やハーフマラソン大会事業に充当します、スポーツ振興くじ助成金800万円などの収入を計上するものでございます。

次に、歳出でございます。

198ページを御覧ください。

9款教育費、5項社会教育費、1目社会教育総務費につきましては、家庭教育事業や全国こども陶芸展、また市史研究事業など、11事業の予算でございます。主なものでございますが、同じページ、198ページの表の右下、7節報償費の講師謝礼につきましては、高校生寺子屋事業に係る学習支援員への謝礼が主なもので、令和7年度に重点交付金を活用して開始しました事業を、今年度は国の補助金を活用して実施をいたします。この事業につきましては、市内の高校生を対象に、毎週木曜日の夕方、地域交流センターともべ「Tomoa」の会議室を自主学習の場として提供しまして、教師を目指す大学生などが学習支援を行うほか、こども食堂と連携しまして食事の支援を行うものでございます。

少しページをめくりまして、206ページを御覧ください。

6目青少年育成費は、小学生の寺子屋事業や二十歳の集いの式典、生活困窮者の学習支援など、6事業に係る予算で、学習支援員のパート報酬や二十歳の集い式典の会場設営委託料などの予算でございます。

207ページを御覧ください。

7目文化財保護費は、指定文化財の保護や埋蔵文化財の調査、笠間城跡の保存整備に加えまして、木村武山生誕150年に関する事業などに係る予算でございます。主なものでございますが、同じく207ページの右下、10節需用費、印刷製本費326万6,000円で、笠間城跡保存整備調査事業に係ります、10年間の成果をまとめました笠間城跡総合調査報告書の刊行にかかる費用のほか、次のページ、208ページを御覧ください。ページの右側、上から2行目になります。12節委託料、測量業務委託料630万3,000円は、笠間城跡天守曲輪に残る石垣などの計測業務で、笠間城跡の歴史的価値や認知度を高めながら、令和9年度の国指定の史跡を目指して事業を進めていくものでございます。

同じページの右下になります。18節負担金補助及び交付金でございます。かさましこ日本遺産活性化協議会負担金535万円は、テーマ別の旅行商品の造成販売や笠間での開催を目指しております、登り窯プロジェクトに係る事業負担金でございます。

209ページを御覧ください。

6項保健体育費からは、スポーツ振興室関連の予算でございます。

1目保健体育総務費は、スポーツ少年団などのスポーツ団体の運営支援や笠間スポーツコミッションを中心としたアーバンスポーツ大会の開催のほか、台湾やエチオピアとのスポーツ交流、スポーツによる国際交流など14事業に係るもので、主なものをですが、210

ページになります。12節委託料のうち、台湾交流事業委託料333万9,000円は、台湾ゴルフ協会などと連携をいたしまして、小中学生などを台湾に派遣し、ゴルフ交流などを行うための経費でございます。

次に、211ページを御覧ください。

18節負担金補助及び交付金でございます。上から3行目、地域活性化起業人事業負担金610万円は、民間人材を活用して、スポーツ団体の組織運営や市民のスポーツ参画、健康増進などの課題に対応するため、既存のスポーツ団体を含めた新たな組織の構築に向けまして調査検討を行うための負担金でございます。

次ページ、212ページを御覧ください。

2目体育施設費は、市が管理するスポーツ施設の維持管理に係る予算でございます。

次ページ、213ページになります。上から4行目、立木伐採委託料580万円は、総合公園に隣接する家屋等に支障となる樹木の伐採費用を計上するものでございます。

一段飛ばしまして、14節工事請負費でございます。体育施設整備工事費1,990万円は倒木により損傷しました北山グラウンドのバックネットの改修などの工事費で、次のトイレ整備工事費は笠間武道館の和式トイレを洋式に改修し、利便性の向上を図るものでございます。

次の空調設備設置工事費5億9,032万円は、スポーツ環境の向上と避難所としての機能向上のため、市民体育館、アリーナへの輻射パネル式冷暖房システムの導入にあわせて、自家発電装置を新たに設置するものでございます。

以上で説明を終わります。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、以上で質疑を終結します。

入替えのため、暫時休憩いたします。

午後1時29分休憩

午後1時30分再開

○鈴木委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、公民館が所管いたします、議案第20号 令和8年度笠間市一般会計予算の審査を行います。

歳入・歳出予算と続けて説明願います。

笠間公民館長横田繁稔君。

○横田笠間公民館長 笠間公民館の横田でございます。よろしく願います。

議案書24ページを御覧ください。

歳入予算になります。

中段の14款使用料及び手数料、1項使用料、8目教育使用料、1節社会教育使用料192万6,000円は、各公民館の施設使用料でございます。

次に、47ページを御覧ください。

21款諸収入、4項雑入、5目雑入、2節雑入でございます。主なものといたしまして、中ほどの各種講座参加者負担金（笠間公民館）36万7,000円ですが、かさま志民大学などの参加者負担金でございます。

次の行の市民体育館電気使用料（笠間公民館）456万円につきましては、笠間公民館と受電設備が同一であり、笠間公民館で一括して支払いを行っていることから、後から市民体育館分を雑入として収入するものでございます。

歳入につきましては以上でございます。

続きまして、歳出予算になります。

200ページの下段を御覧ください。9款教育費、5項社会教育費、2目公民館費でございますが、市内3館の運営などに係る経費になります。なお、令和8年度は8,149万4,000円で、前年度比552万1,000円の増となり、主な要因といたしましては、パート報酬や期末手当、勤勉手当など、会計年度任用職員の人件費の増額でございます。

それでは、節別に主なものを御説明いたします。

初めに、1節報酬から4節共済費、一段飛びまして、8節旅費につきましては、主に会計年度任用職員に係る経費でございます。

一段戻っていただき、7節報償費83万7,000円ですが、主にかさま志民大学や子ども大学におけます講師謝礼等でございます。

最下段の10節需用費1,958万4,000円は、消耗品費や、次の201ページに移りまして、光熱水費など、公民館施設の管理や事業の運営に伴う費用を計上しております。

中段の11節役務費91万2,000円は、電話料等の通信運搬費が主なものでございます。

12節委託料1,942万3,000円につきましては、公民館施設の維持管理に必要な施設保守点検委託料や清掃委託料のほか、3年に一度実施しております特殊建築物定期調査の委託料などが主な支出内容になります。

続きまして、202ページを御覧ください。

13節使用料及び賃借料60万9,000円につきましては、事務機器のリース料等でございます。

次に、17節備品購入費34万6,000円につきましては、友部公民館大会議室の老朽化した大型スクリーンを更新するための費用であります。

最後に、18節負担金補助及び交付金62万6,000円につきましては、市民展覧会実行委員会及び市文化連盟の補助金が主なものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、以上で質疑を終結します。

入替えのため、暫時休憩いたします。

午後 1 時 3 4 分休憩

午後 1 時 3 5 分再開

○鈴木委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、図書館が所管いたします、議案第20号 令和8年度笠間市一般会計予算の審査を行います。

歳入・歳出予算と続けて説明願います。

笠間図書館長小谷佐智子君。

○小谷笠間図書館長 笠間図書館の小谷でございます。よろしくお願いいたします。

まず、歳入でございますが、議案書47ページを御覧ください。

21款諸収入、4項雑入、5目雑入、2節雑入のうち、図書館所管分は、下から7行目の利用カード再発行料（図書館）から最下段の自動販売機設置料・電気料（図書館）まででございます。

続きまして、歳出につきましては、202ページからになります。

9款教育費、5項社会教育費、3目図書館費でございますが、市内3館の運営などに係る経費になります。令和8年度の予算額は2億2,231万2,000円で、前年度比531万5,000円の減でございます。

それでは、節別に主なものを御説明いたします。

初めに、1節報酬、3節職員手当等、4節共済費、一段飛びまして、8節旅費は、主に会計年度任用職員に係る人件費でございます。

203ページを御覧ください。

10節需用費3,285万1,000円は、閲覧用の新聞や雑誌、資料装備に係るICタグなどの消耗品費のほか、燃料費、光熱水費、修繕料など、施設の管理に伴う費用を計上しております。

次に、最下段の12節委託料1,886万6,000円は、図書館施設の維持管理に必要な施設保守点検委託料や清掃委託料のほか、3年に一度実施しております特殊建築物定期報告業務委託料などがございます。

204ページを御覧ください。

2段目の13節使用料及び賃借料2,254万1,000円は、友部図書館の土地賃借料や電子書籍使用料、図書館システム賃借料などが主なものでございます。

最後に、17節備品購入費2,000万円は、図書館資料の購入費でございます。館ごとの配分は、笠間800万円、友部800万円、岩間400万円となっております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、これで質疑を終結します。

暫時休憩いたします。入替えとなります。

午後1時39分休憩

午後1時40分再開

○鈴木委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、市立病院が所管いたします、議案第25号 令和8年度笠間市立病院事業会計予算の審査を行います。

歳入・歳出予算と続けて説明願います。

経営管理課長斎藤直樹君。

○斎藤市立病院経営管理課長 市立病院斎藤です。よろしく申し上げます。

30番の令和8年度笠間市立病院事業会計予算の1ページのほうを御覧ください。

第2条、業務の予定量でございますが、年間患者数では入院を述べ9,855人、外来を延べ2万4,341人とし、1日平均患者数では入院を27人、外来を101人とするものでございます。

第3条、収益的収入及び支出でございます。収益的収入及び支出の予定額は、収入の1款病院事業収益の総額を9億4,608万5,000円とするものでございます。

次に、支出の1款病院事業費用の総額を10億7,300万3,000円とするものでございます。

続きまして、第4条、資本的収入及び支出でございます。資本的収入及び支出の予定額は、収入の1款資本的収入の総額を2,455万1,000円とするものでございます。

次に、支出の1款資本的支出の総額を4,910万1,000円とするものでございます。

続きまして、第5条は一時借入金ですが、一時借入金の限度額を2億円と定めるものでございます。

2ページを御覧ください。

第6条は、予定支出の各項の経費の金額の流用。

第7条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費を定めるものでござい

ます。

第8条は、他会計からの補助金でございます。他会計からの補助金等をそれぞれ掲載したものでございます。

続きまして、3ページを御覧ください。

第9条は、たな卸資産購入限度額を1億4,405万6,000円と定めるものでございます。

続きまして、収入、支出の主なものにつきまして、予算に関する明細書にて説明をさせていただきます。

30ページを御覧ください。

収益的収入及び支出でございます。

初めに、収入でございます。

1款病院事業収益、1項医業収益、1目入院収益は、1日平均入院患者数27人で、3億4,292万4,000円を計上しております。

2目外来収益は、1日平均外来患者数101人で、3億1,173万5,000円を計上しております。

3目その他の医業収益は、2億1,132万5,000円を計上しております。こちらは、健康診断や予防接種などの公衆衛生活動収益や訪問看護収益、訪問リハビリ収益、居宅介護支援収益、休日・夜間診療負担金等でございます。

2項医業外収益、1目他会計負担金は、企業債利子負担金やプレコンセプションケア事業負担金、病児保育運営負担金、地域医療センターかさま施設管理負担金を合わせまして3,111万5,000円で計上しております。

2目他会計補助金は、3,942万8,000円でございます。医師派遣受入補助金等でございます。

続きまして、31ページを御覧ください。

3目患者外給食収益は、192万円を計上しております。

4目長期前受金戻入は、県や国等から収入した補助金の減価償却費見合い分の収入で601万2,000円を計上しております。

5目その他の医業外収益は、162万3,000円を計上しております。

3項特別利益は、科目計上のみとなっております。

続きまして、32ページを御覧ください。

支出でございます。

1款病院事業費用、1項医業費用、1目給与費は、病院職員の人件費のほか、休日・夜間診療の医師や薬剤師、看護師等の報酬など、6億2,682万9,000円を計上しております。

続きまして、33ページを御覧ください。

2目材料費は、薬品費や診療材料費、給食材料費などで1億4,405万6,000円を計上しております。

3目経費は、1億6,257万5,000円を計上しております。内容は、消耗品費や光熱水費などの施設管理に伴う病院分の経費。また、次の34ページになりますが、委託料で臨床検査、給食業務、医事業務、医療機器保守点検、地域医療センターかさま総合管理委託や、負担金の人事交流事業県負担金でございます。

本年度は、平日夜間・日曜初期救急診療において、これまでの診療に加えてオンライン診療を予定しており、754万円を計上しております。新しく追加する事業ですので、少し時間をいただいて説明をさせていただきます。まだ計画の段階ですので、予定ということで御理解をお願いいたします。

こちらは、現在も行われている平日夜間午後7時から9時までと、それと日曜の午前9時から午後5時までの診察に加えて、小児のオンライン診療を実施するものでございます。現在の診察が内科中心の診察であることから、小児の部分強化していくものでございます。スマートフォンでアプリを活用しますが、具体的にはゼロ歳から15歳までの小児が熱などの症状が出た場合に、まず医療相談を無料でできます。症状や相談の内容をスマホにより入力し送りますと、約400名の中の医師1名が文章で返答いたします。そこで処置などの指示があり、解決となれば終了となります。オンライン診療を受診したほうがよいとなれば、次の段階として、同じくスマホを使って、画像で離れた医師の診察を受けます。なお、この場合には、先ほどの文章回答の医師とは別に、当番の医師が診察を行うこととなります。診察代のほうは、有料となります。さらに、それでも直接、医師の診察が必要な場合には、県立中央病院まで受診をするというふうな流れになります。

以上がオンライン診療の概要となります。

続きまして、35ページを御覧ください。

4目減価償却費は、建物、器械備品と減価償却費などで7,698万円を計上しております。続きまして、2項医業外費用、1目支払利息178万円は、企業債の利子償還でございます。

2目患者外給食材料費は、192万円を計上しております。

続きまして、36ページを御覧ください。

3目消費税及び地方消費税は、500万円を計上しております。

5目給与費1,390万8,000円は、病児保育の看護師及び保育士の報酬等でございます。

6目その他の医業外費用は、病児保育運営費、地域医療センターかさまの行政棟分の施設管理費、地域医療研修推進業務負担金等で、3,566万1,000円を計上しております。

続きまして、37ページを御覧ください。

資本的収入及び支出でございます。

収入でございますが、1款資本的収入、1項出資金、1目出資金2,455万1,000円は、企業債の元金償還分に係る一般会計からの出資金で、国の繰出基準に基づくものでございます。

続きまして、支出でございます。

1 款資本的支出、1 項企業債償還金は、4,910万1,000円を計上しております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

田村委員。

○田村泰之委員 1日の外来平均数101人、どういうふうに出していますか。

○鈴木委員長 斎藤直樹君。

○斎藤市立病院経営管理課長 前年度を、今までの実績等を考慮しまして、実績に基づいて想定しております。

○鈴木委員長 田村委員。

○田村泰之委員 病院、内科と整形外科と、何があるのでしょうか。

○鈴木委員長 斎藤直樹君。

○斎藤市立病院経営管理課長 現在の病院の標榜につきましては、内科と皮膚科ということでございます。

○鈴木委員長 田村委員。

○田村泰之委員 1人当たりの診断ツール診療の時間、どのくらいで見えていますか、先生は。

○鈴木委員長 暫時休憩します。

午後1時51分休憩

午後1時51分再開

○鈴木委員長 休憩を解きます。

田村委員。

○田村泰之委員 病院の先生というのは、10分診療というのが基本なんだね。早い人で、5分。すばらしい腕のいい先生は、ぱっぱぱっぱやっている。とある病院では、1日で何百人かな、1人で300人だか400人の患者を診ちゃうというお話を聞いているから、10分診療というのは基本の基本だな、東京の病院なんだけれども。

そういうのもちょっと考慮しながら今後いろいろ調べていただければありがたいなということと、1日平均101人入っているからというけれども、入っていないと思うんだよね。というのもあるので、それは後で調べておいてもらえれば幸いです。よろしくお願いいたします。

答弁、結構です。

○鈴木委員長 ほかにございませんか。

石松委員。

○石松俊雄委員 これは先ほども違うところで質問もあったのですが、オンライン診療のところをもう少し詳しくお聞きしたいのですが、754万円の予算化されているのですけれども、先ほど聞くと、どこかへ委託をされるということですよ。これ、どういうところへ委託をされるのかということが一つと、あと、市立病院が直接介在するというのは、アプリで、オンラインで取りあえず症状を相談をして、必要があった時に当番医が見ると、それ以上必要があったら中央病院に回すということだから、アプリで相談があったら、その相談があったその内容については誰がどういう判断をして、市立病院のお医者さんとかに回すのかというのは、二つ目。

それから、三つ目は、これアプリを入れてやるとなると、笠間市民以外の利用ということもあり得るということなのかどうか、その3点について。

○鈴木委員長 斎藤直樹君。

○斎藤市立病院経営管理課長 まだ契約したわけではないので、想定ではないのですけれども、つくば市などで行っているリーバーという会社を想定はしております。

次に、笠間市立病院の医師との連携なのですけれども、あくまで契約自体は委託業者に委託するにしても、医者個人とは市立病院で契約をするのですけれども、現在平日夜間等で行われている市立病院に来ている医者とは、また別の医者になります。リーバーという会社のほうで数名の医者が、ほかの市町村でもやっているのですけれども、その方が1名当番医になるような形です。

それから、3番目の笠間市民以外の方がというところなのですけれども、アプリを使うに当たってID等が交付されますので、その番号がないと入れないような形になります。万が一そういった情報が漏れて、ほかの市町村がアクセスした場合についても、業者のほうで定期的に管理しておりますので、そこでチェックは入るというふうな形になります。

○鈴木委員長 石松委員。

○石松俊雄委員 要するに、市立病院がオンライン診療をやるわけではなくて、今委託をするという理解だから、病院の事業では直接的な事業ではないということですよ。

このアプリを利用する場合は有料ではない、市民であれば無料ということになるという理解でいいのですか。

○鈴木委員長 斎藤直樹君。

○斎藤市立病院経営管理課長 もともとこの事業というのは、健康医療政策課からの委託で行われて、市立病院で平日夜間診療というふうなものを行っていますので、病院の会計の中には今の平日夜間診療なども入っていないような感じになって、あくまで市民の健康管理という観点で、健康医療政策課のほうで実施している内容にまざります。

有料、無料については、医療相談と、あと医療相談から発展してオンライン診療という形になるのですけれども、医療相談のほうは無料になりまして、オンライン診療は通常の

診療報酬に基づきまして料金がかかるというふうな、有料になります。

○鈴木委員長 田村委員。

○田村泰之委員 先ほどの石松委員のやつと同じだけれども、無料、有料でレセプトの点数なんか分かりますか。

○鈴木委員長 斎藤直樹君。

○斎藤市立病院経営管理課長 点数で言いますと、想定として800点になりまして、金額でいうと8,000円という形になる。

○田村泰之委員 分かりました。

○鈴木委員長 ほかに。

益子委員。

○益子康子委員 予算書30ページ、収入の部の、これは3節訪問看護収益4,746万2,000円とありますが、訪問看護、これから訪問看護の依頼は多くなると思いますが、今後の見通しについて、教えてください。具体的ではないですよ。

では、違った質問の仕方をします。訪問看護、年間でどのくらいの依頼があり、月平均にすると何件ぐらいの訪問看護あるのか、教えてください。

○鈴木委員長 斎藤直樹君。

○斎藤市立病院経営管理課長 令和6年度なのですけれども、実績として件数は3,367件でございました。

○益子康子委員 月平均だと281件。

○斎藤市立病院経営管理課長 そうです。281件です。

○鈴木委員長 益子委員。

○益子康子委員 これは、看護師が依頼のあった家庭に行って、看護という形の処置をしてくるわけですよ。

この医療業務、つまり医師の派遣という、医師のほうは訪問医師そういった感じの事業もやっていると思うのですが、これは年間どのくらいあるのか、その辺も教えてください。

○鈴木委員長 斎藤直樹君。

○斎藤市立病院経営管理課長 医師のほうについては訪問診療ということになるのですけれども、延べ人数として1,650名になります。

○益子康子委員 ここ数年の間に、この数字の変化といいますか、伸びている少なくなっている、こういったことなのか、その辺のところを教えてください。

○鈴木委員長 斎藤直樹君。

○斎藤市立病院経営管理課長 令和6年度の月の比較でよろしいですか。

月の比較ですと1月126名に対して、今年度の1月については133名ということで、訪問診療の数は全体的に増えております。

○益子康子委員 ありがとうございます。大丈夫です。

○鈴木委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、以上で質疑を終結します。

入替えのため、暫時休憩いたします。

午後2時01分休憩

午後2時10分再開

○鈴木委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、こども部こども政策課が所管いたします、議案第20号 令和8年度笠間市一般会計予算の審査を行います。

歳入・歳出予算と続けて説明願います。

こども政策課長根本由美君。

○根本こども政策課長 こども政策課根本でございます。よろしく願いいたします。

初めに、歳入について御説明いたします。

26ページを御覧願います。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、3節児童福祉費負担金22億7,383万円のうち、当課所管分は、次の27ページの上から二つ目の妊婦のための支援給付交付金3,200万円でございます。こちらは、妊娠期からの切れ目のない支援を行うため、伴走型の相談支援と組み合わせて支給する給付金に対して、補助率10分の10の国庫負担金でございます。

続きまして、15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、28ページにお進みいただきまして、3節児童福祉費補助金1億7,353万9,000円のうち、当課所管分の主なものは、子ども・子育て支援交付金で、子ども・子育て支援法に基づき実施する各事業に対しての国庫補助金でございます。当課に該当する事業は、中ほどの子育て短期支援、その四つ下の子ども地域ネットワーク強化から、一番下の段の妊婦等包括相談支援まででございます。

続きまして、29ページを御覧願います。

3目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金2,549万3,000円のうち、当課所管分は3段目から6段目の母子保健衛生費国庫補助金で、母子の健全育成を図り、安心して出産、育児ができるよう、相談支援を実施する事業に対しての国庫補助金でございます。

続きまして、32ページを御覧願います。

下のほうになります。16款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金、33ページにお進みいただきまして、5節児童福祉費補助金2億7,518万円のうち、当課所管分の主なものは、先ほどの国庫補助金と同様の子ども・子育て支援交付金でございます。

歳入は以上でございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

110ページを御覧願います。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、ページを112ページへお進みいただきまして、12節委託料3億1,016万8,000円のうち、当課所管分の主なものは、さらにページを113ページにお進み願ひまして、一つ目は、上から二つ目の産後ケア委託料376万4,000円になります。出産して退院直後の育児や体調などの不安が高まる時期の母子に、心身のケアや育児のサポートを行うとともに、母へ休息の時間を提供することで、産後も安心して子育てができるよう支援する事業で、母子が産後ケアを利用した医療機関へ支払う委託料でございます。

続きまして、その下の短期入所生活援助業務委託料108万5,000円になります。保護者が疾病、育児疲れ、冠婚葬祭等により一時的に養育困難になった際に、子どもを児童養護施設等でお預かりする事業で、子どもが入所した施設へ支払う委託料でございます。

続きまして、その四つ下の子どもの居場所拠点運營業務委託料2,036万5,000円になります。様々な事情から不適切な養育環境にある子どもに安心して過ごせる居場所を提供し、基本的な学習支援、生活習慣の形成、課外活動、食事の提供などを行う支援事業で、事業を実施する事業者へ支払う委託料でございます。この事業は、令和8年度から令和10年度の3年間の業務委託期間として、公募型プロポーザルにより事業者を選定し、実施してまいります。前3年間と比較して事業費が増額しておりますが、その要因は人件費の単価上昇分を上乗せしたこと及び支援員1名に対して、支援対象者を5人から4人に改めたことにより、支援員1名相当分の賃金が増えたことが要因となっております。

続きまして、115ページを御覧願います。

19節扶助費3,652万1,000円のうち、妊婦のための支援給付交付金3,200万円が主なものでございます。妊娠期から寄り添った相談支援により身体的、精神的なケアを行うとともに、経済的支援として、妊娠届出時に5万円及び出産8週間前に妊娠している胎児の数に応じて5万円の給付金を支給する事業になります。こちらは、国からの補助率10分の10の交付金により実施するものでございます。

続きまして、122ページを御覧願います。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、123ページにお進みいただきまして、一番下の枠の18節負担金補助及び交付金6,166万9,000円のうち、当課所管分の主なものは、さらに125ページの上から五つ目を御覧いただきまして、生殖補助医療費等補助金960万円でございます。こちらは、体外受精や顕微授精などの生殖医療等に要した治療費の一部を助成し、治療を行う方の経済的負担の軽減を図る事業でございます。

続きまして、127ページを御覧願います。

3目母子衛生費、12節委託料4,831万3,000円の主なものは、健康診断検査委託料4,754万3,000円でございます。こちらは、妊産婦や乳児等の健康状態等を早期に把握し適切な

健康維持促進へ導くための事業で、健康診断を実施する医療機関へ支払う委託料でございます。

続きまして、128ページを御覧願います。

18節負担金補助及び交付金106万3,000円のうちの主なものは、上から二つ目の5歳児健康診査負担金15万円で、5歳児健康診査を行う市立病院の医師の person 費分を、市立病院へ負担金として支出するものでございます。この事業は、これまでの保育施設等を訪問して実施していた巡回型の発達相談の課題を整理しまして、令和8年度からは保護者も同席し、子どもが集団活動する場を見学することで自分の子どもの特性に気づく機会を設ける、集団型の健康診査へ移行するものでございます。言語の理解能力や社会性が高まる5歳児の時期に健康診査を行い、特性に合わせた適切な支援や生活習慣等の指導を行うことで子どもの健康の保持増進を図り、さらには就学後の生活へスムーズにつながるよう支援してまいります。

この負担金のほかの事業費の内訳でございますが、127ページにお戻り願いまして、1節報酬599万6,000円のうち、県立中央病院の医師をはじめ、助産師、心理士等の person 費169万2,000円や需用費等となりまして、事業総額は219万円となります。

続きまして、その下のプレコンセプションケア負担金8万円及び三つ下のプレコンセプションケア費用補助金39万2,000円でございます。こちらは、妊娠前に自分の健康状態をチェックし、よりよい生活習慣を身につけ、健康意識を高めて、より健康に妊娠、出産を迎えていただくための事業で、その健診費用の一部を助成するものでございます。市立病院で受診した場合は、受診者には健診費用のうち、自己負担金を支払ってもらい、残り分を負担金として市から市立病院へ支出します。市立病院以外の医療機関で受診した場合は、受診者が支払った健診費用に対して、市から補助金を助成する仕組みになっております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いたします。

石松委員。

○石松俊雄委員 128ページの5歳児健診の中身なのですけれども、これは市立病院のお医者さんがやるのですか。

○鈴木委員長 根本由美君。

○根本こども政策課長 こちらは、市立病院の先生と、あと県立中央病院の先生にお願いしております。

○鈴木委員長 石松委員。

○石松俊雄委員 やっていただくので、この事業をやるということはすごくいいのですけれども、何回も何回も一般質問で取り上げて、やってくれなかったのですよ。これが急に

やるようになったのは何でかなと思うのですが、その背景には5歳児健康健診の国庫補助金が拡充されて、令和10年度までかな、全国の市町村でやるようにと国の方針が変わったから、国からお金が出るというのが一番背景にあったのだらうと思うのですけれども。

ただ、これまで当時の下条部長が言っていたのは、5歳児健診は、さっき言われたのですけれども、巡回相談もやっているし、あとすすく相談だっけ、というサービス相談事業もやっているから、それで十分済むのだということを言われていたのと、あと2次健診、検査になったときに、受け入れる専門機関、施設がないということと、それから就学時健診がすぐ近くにあるから、その就学時健診で補えるのだという、それが三つの理由でずっとこの間、二、三年間やってくれなかったのですよね。

そういう課題をずっと言われてきたのだけれども、その課題というのはどういうふうに解決したのですか。

○鈴木委員長 根本由美君。

○根本こども政策課長 これまで巡回相談でやっていたときには、保護者の方がその場に同席していなかったのので、子どもの特性を保護者と共有することができませんでした。支援が必要な子どもに対して支援に結びつくためには、まず保護者の同意が必要なので、その辺の課題を解決するために、今回集団型の健診として改めまして、保護者もその場に同席していただいて、子どもの集団活動を見て、ほかのお子さんと一緒に活動している様子から自分の子どもの特性に気づいてもらって、さらに適切な支援に結びつくように課題解決を行いました。

また、就学時健康診断も今年度から教育委員会のほうでやり方を変えたようでして、学校ごとではなく、地区単位ごとでかなり大人数でやるということで、きめ細かい健診ができないということで、こちらの5歳児健診、年中のときにまず健康診断をして課題を把握しまして、学校に入る前に適切な支援につなげて、スムーズに就学につなげるように支援していきたいと考えております。

あと、支援が必要な方の受入れ先ということで、こども育成支援センターとの連携も強化してまいりますので、そちらで対応していきたいと思っております。

○鈴木委員長 石松委員。

○石松俊雄委員 二次検査が必要な場合は、その専門医とか、そういう施設を、こども育成支援センターになるのですかね、それが一つと、そもそも前に質問したのですけれども、保護者がなかなか自分の子どもに異常がある、要するに発達障害だという認識はできないのですよね。だから、保護者同席のもとで5歳児健診やらないと、やっぱり見つからないのではないんですかというのをずっと言い続けてきたんですよ。でも、やってくれなかったんですよ。これをやるようになったというのは、やっぱり財源の問題だったのではないですか。その辺はどうなのですか。

○鈴木委員長 根本由美君。

○根本こども政策課長 まず、二次機能のお話なのですが、育成支援センターで支援が必要な子と、あとは医療につながなければいけない方がいると思うので、その場合は、今回この健診の中で医師の診察が入っておりまして、医療につながり場合は医師の意見書を書いていただきまして、それで医療機関のほうにつながるようになっております。

また、課題ですが、財源の点もあるとは思いますが、なかなか5歳児健診に移行できなかったというのは、医師の確保がなかなかできなかったというのがありまして、今回県立中央病院の先生と市立病院の先生が協力いただけるという承諾をいただきましたので、事業のほうの見通しが立ったところでございます。

○鈴木委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 暫時休憩いたします。

午後2時29分休憩

午後2時29分再開

○鈴木委員長 休憩を取り戻しまして、以上で質疑を終結いたします。

入替えのため、暫時休憩となります。

午後2時29分休憩

午後2時30分再開

○鈴木委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、こども育成支援センターが所管いたします、議案第20号 令和8年度笠間市一般会計予算の審査を行います。

歳入・歳出予算と続けて説明願います。

こども育成支援センター長重原裕美君。

○重原こども育成支援センター長 こども育成支援センターの重原です。よろしくお願いたします。

こども育成支援センター所管分について御説明いたします。

初めに、歳入でございます。

22ページをお開きください。

13款分担金及び負担金、1項負担金、2目民生費負担金、1節障害福祉費負担金994万9,000円のうち、こども育成支援センター所管分は、児童発達支援センター事業利用負担金745万6,000円でございます。これは、児童発達支援事業所「まろん」の利用者負担金として茨城県国民健康保険団体連合会から支払われる給付費を計上しております。

続きまして、27ページをお開きください。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、次のページになります。2

節障害福祉費補助金2,241万8,000円のうち、こども育成支援センター所管分は、地域障害児支援体制強化事業補助金665万9,000円でございます。これは、地域の障害児支援の中核的役割を担うセンターの強化機能と、地域全体の障害児支援の資質向上並びに支援体制の強化を目的とした事業に係る補助金で、補助率は2分の1でございます。

次に、45ページをお開きください。

21款諸収入、4項雑入、5目雑入、2節雑入のこども育成支援センター所管分は、一段目にあります、児童発達支援訓練教材費3万6,000円で、センターが行っております児童発達支援事業所利用時の教材費実費負担分として、1回50円を利用者から徴収するものでございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

100ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費、2目障害者福祉費34億9,094万1,000円のうち、こども育成支援センター所管分は5,456万円でございます。主な歳出は、運営に係る専門職の人件費と講師派遣の人件費となっております。

人件費にかかるもの以外の主な事項について御説明いたします。

7節報償費の講師謝礼43万円のうち、こども育成支援センター所管分は28万8,000円となります。当センター職員と市内児童発達支援事業所職員の資質向上のための研修会と、学識経験者など豊富な知識を持つ専門家を招いた事例検討会などの開催費用でございます。

101ページを御覧ください。

上段の協力者謝礼10万円は、言語聴覚士による発達相談会を年8回実施する費用を計上しております。言葉に関する相談機関が少なく、予約も入りづらい状況であることから、早期の支援や受診につなげるために実施するものでございます。

その下、専門職派遣謝礼90万円は、当センターで運営している児童発達支援事業所において、より専門的な指導を外部の言語聴覚士や作業療法士などによって実施していただくための謝礼でございます。

12節委託料です。102ページを御覧ください。上から三つ目の業務連携委託料30万円は、先ほどの説明と重複いたしますが、医療機関での子どもの発達に関する相談、診察の予約が入りにくい状況であることから、速やかな支援につなげるため、市立病院の医師による発達相談を実施する費用でございます。

続きまして、13節使用料及び賃借料です。こども支援情報共有システム使用料129万6,000円は、複雑多様化する子どもに関する相談を関係する複数の課で共有し、切れ目ない相談支援と効率的な情報連携を目的として、令和5年度から運用しているものでございます。

以上でこども育成支援センター所管分の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、以上で質疑を終結します。

入替えのため、暫時休憩いたします。

午後2時36分休憩

午後2時37分再開

○鈴木委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、こども福祉課が所管いたします、議案第20号 令和8年度笠間市一般会計予算の審査を行います。

歳入・歳出予算と続けて説明願います。

こども福祉課長宮本 隆君。

○宮本こども福祉課長 こども福祉課の宮本です。よろしくお願いいたします。

初めに、歳入について、こども福祉課所管分の主なものを御説明いたします。

議案書22ページをお開き願います。

13款分担金及び負担金、1項負担金、2目民生費負担金、3節児童福祉費負担金5,991万7,000円のうち、児童クラブ保護者負担金（現年度分）5,584万9,000円は、公設の児童クラブの利用に係る保護者負担金を収入するものでございます。また、保育所入所児童保護者負担金につきましては、令和8年度から保育料の完全無償化により現年度分の歳入予算はなくなり、過年度分のみの計上となっております。

次に、26ページをお開き願います。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、3節児童福祉費負担金22億7,383万円のうち、児童扶養手当負担金8,503万3,000円及び、3行目の児童手当負担金10億4,303万6,000円は、それぞれ手当の支給に係る費用の国庫負担分でございます。また、4行目の子どものための教育・保育給付費国庫負担金10億9,109万5,000円は、民間保育施設へ支弁する施設型給付費に対する国庫負担分でございます。

27ページをお開き願います。

3行目の乳児等のための支援給付交付金1,526万4,000円は、乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度の事業費に対する国庫負担金でございます。

次に、15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、28ページをお開き願います。3節児童福祉費補助金1億7,353万9,000円のうち、1行目及び2行目の母子家庭等対策総合支援事業費補助金合わせまして489万7,000円は、独り親家庭の生活の安定と自立促進を図る事業に対する国庫補助でございます。

また、3行目以降の子ども・子育て支援交付金は、子ども子育て支援法に基づき実施する各事業に対する国庫補助金でございます。そのうち、二つ目の子ども・子育て支援交付金（放課後児童健全育成事業）1億2,021万1,000円は、公設及び民間児童クラブの運営事業費に対する補助でございます。また、四つ下の子ども・子育て支援交付金（地域子育て支援拠点）491万8,000円は、市内3地区に設置している子育て支援センターの運営費に対する補助でございます。

次に、31ページをお開き願います。

16款県支出金、1項県負担金、2目民生費県負担金、32ページをお開き願います。3節児童福祉費負担金5億8,209万円は、国庫負担金と同様に、児童手当の支給や民間保育施設への給付費の支弁、乳児等通園支援事業の実施等に対する県負担金でございます。

次に、16款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金、33ページをお開き願います。5節児童福祉費補助金2億7,518万円のうち、2行目の教育・保育施設等運営費補助金5,812万7,000円は、幼稚園及び認定こども園に対して支給する施設型給付費のうち、1号認定分に対して交付される地方単独補助でございます。

また、3行目以降の子ども・子育て支援交付金は、国庫補助金と同様に、子ども・子育て支援法に基づき実施する各事業に対する県補助金でございます。

次に、34ページをお開き願います。

上から6行目の多子世帯保育料軽減事業補助金1,380万2,000円は、市町村が実施する従来の多子世帯の保育料軽減に対する県独自の補助金で、令和8年度から実施する保育料の完全無償化の財源とするものでございます。

また、その下の保育対策総合支援事業補助金（保育体制強化）から（医療的ケア児保育支援）は、保育施設における保育体制の強化及び保育環境の向上に資する各種事業に対する県補助金でございます。

続きまして、歳出について、こども福祉課所管分の主なものを御説明いたします。

110ページをお開き願います。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、112ページをお開き願います。12節委託料3億1,016万8,000円のうち、6行目の児童クラブ運営業務委託料2億3,431万4,000円は、各小学校に併設する公設の児童クラブ11施設の運営を行う民間事業者への委託料でございます。

続いて、113ページをお開き願います。

4行目の子育て支援センター事業委託料1,179万6,000円は、笠間地区及び岩間地区に設置する子育て支援センターの運営委託料でございます。子育て支援センターは、就学前の子どもとその保護者が気軽に利用することができる施設で、子育て親子との交流や遊び場としての機能のほか、育児に関する相談や子育てのための講座などを行う子育て支援施設でございます。なお、友部地区につきましては、笠間市児童館の中に併設してございます。

次に、18節負担金補助及び交付金26億3,229万5,000円のうち、2行目の民間認定こども園入園負担金15億3,288万6,000円及び、114ページをお開き願います。3行目の保育所入所負担金7億2,571万2,000円は、民間保育施設に対し、施設の運営費として国の公定価格に基づく施設型給付費を支弁するものでございます。

なお、保育施設の運営費は、市が支弁するこの施設型給付費と保護者が支払う保育料によって賄われておりますが、本市においては令和8年度から保育料完全無償化するため、それぞれの予算額には無償とする保育料相当額を含んでおり、民間認定こども園入園負担金において8,580万円、保育所入所負担金において6,035万5,000円を見込んでおります。

次に、2行目の乳児等支援給付費負担金1,900万8,000円は、こども誰でも通園事業を実施する民間保育施設に対しまして、公定価格に基づき給付費を支弁するものでございます。こども誰でも通園事業が、保育施設に入所していない満3歳未満の子どもを育ちを応援する事業として、現在市内4施設において実施しているところでございます。

次に、四つ下の放課後児童健全育成事業補助金1億7,347万5,000円は、市内の民間児童クラブ8施設の運営費補助及び放課後児童クラブ支援員等の処遇改善に対する補助でございます。

次に、一つ下の障害児保育対策事業補助金960万円や、さらに四つ下の延長保育事業補助金420万円、またその一つ下の病児保育事業補助金5,702万3,000円は、保護者の多様な働き方を支援するため、民間保育施設が実施する保育事業に対し補助を行うものでございます。

次に、その下の保育対策総合支援事業補助金（保育体制強化事業）1,392万円から、115ページをお開き願います。上から二つ目の保育対策総合支援事業補助金（保育環境向上事業）308万7,000円の四つの事業は、施設における保育体制の強化及び保育環境向上のため、保育士の周辺業務を担う人材や保育補助者の雇用に要する経費、また老朽化した設備や備品の修繕等に係る経費を補助するものでございます。

その一つ下の保育士就労支援事業補助金200万円は、市内保育施設に新たに正規雇用された保育士等に対しまして就労支援金として一時金20万円を支給し、施設における保育人材の確保を促進する市独自の事業でございます。

次に、下から二つ目の在宅育児応援金1,000万円は、妊娠や出産に伴い仕事を離職または休業し、乳児を家庭で保育する世帯のうち、育児休業給付金等の支給を受けることができない方を対象に、乳児1人当たり20万円の一時金を支給し、在宅での子育てを支援する市独自の事業でございます。

続きまして、2目母子福祉費、116ページをお開き願います。19節扶助費2億6,163万円は、独り親家庭の生活の安定と自立促進を図るための事業費でございます。

児童扶養手当2億5,510万円は、18歳未満の児童を養育する独り親家庭の父または母に対し、所得の状況に応じて手当を支給するものでございます。また、母子・父子家庭等高

等職業訓練促進費653万円は、独り親家庭の父または母が経済的自立を図るための専門資格を取得するために、専門学校等で修学する期間生活費の支援として、住民税課税世帯は月額7万500円、住民税非課税世帯には月額10万円の給付金を支給する事業でございます。

続きまして、3目保育所費1億6,989万3,000円は、公立くるす保育所の運営管理費として、保育士等の人件費や光熱水費、賄材料費、施設の管理委託料などを計上しております。次に、119ページをお開き願います。

4目児童手当費、19節扶助費12億9,615万円は、児童手当法に基づき高校生までの児童を養育する保護者に対しまして、対象児童の年齢や人数に応じて児童手当を支給するものでございます。

次に、197ページをお開き願います。

9款教育費、4項幼稚園費、1目幼稚園費、18節負担金補助及び交付金4,449万9,000円のうち、民間幼稚園入園負担金3,685万5,000円は、市内の民間幼稚園1施設に対しまして、施設の運営費として、国の公定価格に基づく施設型給付費を支弁するものでございます。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

益子委員。

○益子康子委員 116ページ。先ほど説明をいただいたのですが、母子・父子家庭、節でいうと19節扶助費、上から4段目で、やはり母子・父子家庭になると、自分である程度のいろいろな資格を持っていると、とてもいいというわけですね。それで、どういった職業に就く、どういった資格を取るのが多いのか、人数は大体何名ぐらいを予定しているのか、その辺のところをお願いいたします。

○鈴木委員長 宮本 隆君。

○宮本子ども福祉課長 対象としている資格が、16の資格があります。

今年度は、受給者が4名の方いらっしゃるのですが、4名の方全ての方が取得を目指されている資格が、看護師の資格になっております。

これまでの経緯を見ましても、やはり多いのは看護師の資格、または准看護師の資格、あとは歯科衛生士、社会福祉士、そのあたりの資格を目指される方が多い状況でございます。

○鈴木委員長 益子康子君。

○益子康子委員 その条件によってですが、月額7万5,000円か10万円の補助ありますよね。それで、学校に入るわけですね。それで、そのお金を返すお金というのは発生するのでしょうか。

○鈴木委員長 宮本 隆君。

○宮本子ども福祉課長 受給が決定した方に対しましては、住民税課税世帯の方は、1か月7万と500円、非課税世帯の方に対しましては月額10万円を支給します。

これは、後ほど市のほうに返還していただくようなものではございませんで、市から事業として支給するものでございます。

○鈴木委員長 益子康子君。

○益子康子委員 ですから、これが生活費になるわけですよね、今言ったお金が一応。自分で働かないので生活費になるわけですが、学校の教育費というのでしょうか、その辺の費用はどうなっているのか、お願いいたします。

○鈴木委員長 宮本 隆君。

○宮本子ども福祉課長 委員おっしゃるように、この事業から支給する給付費は、就学中、なかなか仕事には就けない状況になりますので、その生活を支援するという意味合いで支給する給付費です。

ですので、この給付金の目的は生活を支援するための給付金ということになりますので、学校でかかる授業料等は個人で負担していただくという形になっております。

○益子康子委員 分かりました。

○鈴木委員長 宮本 隆君。

○宮本子ども福祉課長 あとは、県のほうの事業になるのですが、貸付制度なんかがありますので、受給者の中には入学時の貸付制度の利用であったりだとか、資格を取得した後、就職する際の貸付制度を利用される方などもおります。

○益子康子委員 ありがとうございます。

○鈴木委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、以上で質疑を終結します。

ここで暫時休憩といたします。

午後2時56分休憩

午後2時57分再開

○鈴木委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で予算決算委員会教育福祉分科会に付託になりました予算の審査は終了いたしました。

ただいま御審査いただきました予算の審査の経過については、3月17日の予算決算委員会全体会で報告をすることとなります。

報告書の作成に当たり、委員の皆様のご意見を伺いたいと思います。

ここで、自由討論に入ります。

御意見はございますでしょうか。

石松委員。

○石松俊雄委員 発言者が午後から休んでしまったのであれなのですが、生活保護の問題のところで、発言者の内容だけで委員長集約されちゃうと、私はちょっと誤解が生じるので、ちょっと意見を言わせていただきたいのです。

エビデンスでいうと、事実でいうとパーミルだから、1,000人当たりの生活保護率というのは、全国が16人から17人なの、茨城県でいうと10人から11人ぐらいでしょう。笠間市の場合は、10人いかないんですよ。だから、むしろ厳しくするというよりも、逆に笠間市の場合は捕捉率のほうが低いのではないかなというふうに、私は思っているんですよ。だから、実際、生活保護を受けられるような生活実態になっている人が捕捉されていない、私はそっちのほうが問題ではないかなというふうにやっぱり思います。

生活保護制度の問題でいうと、今、国全体の中で議論になっているのは、一つは生活が大変になっているという実情の中で、捕捉率がどうなのかというのは一つ問題に今なってますよね。それから、二つ目は、社会的スティグマと言って、いわゆる生活保護をもらいとみつもまないという、そういう社会的な意識というのをどう解消していくかというのが、二つ目の問題になっていますし、三つ目は、先ほど委員長が言われていたように、働いたら働いた分給付金が減らされちゃうから、働く意欲に結びついていかないという、これはもう制度的な問題として言われています。

あとは、不正受給の問題とか、外国人への支給をどうするのかという、そういう大枠でいうと五つぐらいの問題は、やっぱり国の制度的な問題としてあるわけですよ。それはそれとして、国の制度的な問題だから、そこはそういうふうに整理をしていただきたいんですよ。

先ほどの議論の雰囲気で行くと、笠間市は緩いから厳しくしようという意見だったでしょう。でも、私の事実認識は、逆なんです。捕捉率のほうが高いのではないかという認識だから、そこはそういう意見もあったということを、委員長の報告の中にはぜひ入れていただきたいということです。

○鈴木委員長 ありがとうございます。

田村委員。

○田村泰之委員 笠間市は、緩くありません、厳しいです、現時点で。

○鈴木委員長 ごめんなさい、今現時点でのやつではちょっと出てこないのですが、今、ホームページで見たら平成30年のしか出てないのでちょっと古過ぎるのですが、茨城県では平均9.7、水戸市が19.7、近くでいくと、笠間市は10.1になっています、このときは。また、もう7年、8年たってるから、もっと変わっていると思うのですが、土浦市9.0、この近辺だと石岡市があるといいのだけれども、石岡市12.7と高くて、筑西市は低い8.9、古河市14.9、高いですね。

最新データではないので何とも言えませんけれども、平均程度、県の平均程度で、笠間

市はこれだけの人口で推移しているというのは見えているかなという感じはします。だから、特に高いとか低いということは多分ないから。

○石松俊雄委員 それはパーミルだから、人口当たりの生活保護率。

○鈴木委員長 そう単純に。

○石松俊雄委員 ただ、人口は違う、一人一人の生活実態は違う。笠間市のほうが、生活が苦しい住民が多いところは、保護率が上がって当たり前ではないですか。だから、保護率だけで比較するというのは違うのではないですか。

○鈴木委員長 目安ですね。

○石松俊雄委員 背景にある人の住民の生活実態というのをちゃんと見てみないと。

○鈴木委員長 ほかどうでしょうか。

石松委員のお話は納得のいくところも当然あるので、報告の中でちゃんと一方的な意見ではなく、生活保護ということ自体、実際には高齢化率が高くなっているところに関しては、当然比率は高くなるでしょうし、笠間市の場合には高齢化率が高いので、そういったところを複合的に見た中でのパーセンテージというのも必要と当然なるし、持家比率だったり貯蓄率だったり、そういうのを全部見ないと単純比較はできないと思うので、その辺の視点というか、それを交えた形の報告に、石松委員、その辺は入れていきたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

ほかに何かありますか。

○益子康子委員 自由討論というのは、これは文書としては残らないのですか。

○上馬主査 こちら自由討議となりまして、委員たちの中でお話ししたこの自由討議の内容については、会議録に掲載されます。

○鈴木委員長 ということです。

ほかに何かございますか。

田村委員。

○田村泰之委員 生活保護なのだけれども、独り暮らしの高齢者を面倒見ていたのですよ。

○鈴木委員長 マイク、すみません、録音が取れないので。

○田村泰之委員 結構多いんだ、すごい苦しいんだ。どういう生活しているか、その実態というのは、本当に皆さん分かっているかどうかかなんだよね。しゃべって、話しして、相談受けて、自殺未遂だって何回もやった人なんだけれども。もうちょっといろいろそういうのも考慮しながら、これは委員長報告に入れなくてもいいけれども、そういうふうに皆さんで調べましょうということです。

以上でございます。

○鈴木委員長 ありがとうございます。

ほかにございますか。

林田委員、大丈夫ですか。

○林田美代子委員 私は、国民健康保険の被保険者が延長してというのを、理由は何でしょうというのが知りたいんですね。

それと、後期高齢者の方々は75歳から移るから、それでもってかなと自分自身で理解したのですけれども。その減少する理由と、後期高齢者にいくというのは考えたらなるほどと思うのですけれども、それが正しいのかなと、ちょっと複雑なところ。

○鈴木委員長 データとして見ると、すみません、私見になりますが、2042年で後期高齢者というか、のピークが来るわけですけれども、全体的に団塊世代が上に上がっていつているので、当然国民健康保険から離れてしまうので、2042年までは一気に国民健康保険の加入者も減って、逆に言うと後期高齢者のほうがと上がるので、そうなるってというのは、毎年この傾向でいくと私は理解しています。林田委員の理解でいいと思います。

田村委員、行ってますものね、広域連合に。

どうしても、みんなボリュームが多い人たちが上がっていくと、ある一定の年で切られるので、国民健康保険は65歳までではないですか。2号保険者は1号と2号がいるので、でも後期になると上に上がっちゃうので、当然そうなります。多分2042年がピークと言われておりますので、それ以降になると今度は高齢者も減っていきます。だから、ずっと減ってくんです。

ほかどうですか。

林田委員、それで大丈夫ですか。

○林田美代子委員 もう一つ感じたことがあります。こども部ができました。それによって政策が、一つ一つ細かく、ほぼ補助されるということが、聞いているとたくさんありましたけれども、これが笠間市の児童といいますか、子どもが増えていく、本当に笠間市に住もうというような政策になるといいなと思っています。

○鈴木委員長 ありがとうございます。

益子委員。

○益子康子委員 生活保護の問題が出たついでに私から一言ですが、私は議員になる前に相談員を長くしていたので、生活保護家庭とはすごく長くお付き合いしていて、個別の関わりもとても多く持っていました。そういったところで、笠間市はよく対応はしていると思います。一人一人に対して就労支援もしてるし、あと家庭にも訪問して、相談もよく聞きました。

問題は、母子家庭でももちろん不正も中にはありましたけれども、その不正に対しても、よく母子家庭で生活保護費をもらっているのだけれども、男性が出入りしてる、そういった情報も、もちろん就業時間外にそういうところを調べて、生活保護を切っていくというような、そういうこともやっていたと思います。今もやってるかどうかわからないのですが。

それで問題は、生活保護もらっている家の子ども、例えば高校生がアルバイトします。

5万円ぐらい収入があるとしますが、5万円やはりそれは引かれてしまうのですが、5万円までは引かれないんですね。どのくらいの割合か分からないのですが、5万円の収入があったとしても、多分半分以上は引かれる。ですから、その辺のところの国の問題はあると思いますので、国へ対して市がどんな働きかけができるか、その辺もできればやってみたい。できればなのですが、その辺もやっていきたいと思います。

というのは、ほかの市町村もこういう問題はたくさん出ていると思いますので、もう一つ、働く意欲がないというのは、働いた分だけ生活保護費10万円もらっていたら、5万円働いちゃったら5万円しかもらえない、そこを笠間市としての補助はできないのかどうか。その辺のところもできるといいなと思ひまして、一言です。自由討論なので。

以上です。

○鈴木委員長 ありがとうございます。

すみません、暫時休憩します。

午後3時10分休憩

午後3時10分再開

○鈴木委員長 休憩取り戻します。

ほか何かございますでしょうか。

特にないようであれば自由討議を終わりにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 それでは、全体会での報告書の作成については正副委員長のほうに一任させていただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 御異議ありませんので、正副委員長に一任させていただくことに決定いたします。

以上をもちまして、予算決算委員会教育福祉分科会を閉会といたします。

長時間にわたり、ありがとうございました。お疲れさまでした。

午後3時11分閉会